

令和4年 第3回定例会

高山村議会会議録

令和4年9月5日 開会

令和4年9月20日 閉会

高山村議会

令和四年第三回（九月）定例会

令和四年第三回（九月）定例会

令和四年第三回（九月）定例会

令和四年第三回（九月）定例会

令和四年第三回（九月）定例会

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

高山村議会会議録

令和4年第3回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 5 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
村長挨拶.....	4
開議の宣告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
認定第 1 号～認定第 8 号の一括上程、説明.....	5
報告第 1 号の上程、説明.....	8
報告第 2 号の上程、説明.....	1 0
同意第 1 号の上程、説明、採決.....	1 1
同意第 2 号の上程、説明、採決.....	1 3
議案第 1 号の上程、説明.....	1 4
議案第 2 号の上程、説明.....	1 5
議案第 3 号の上程、説明.....	1 6
議案第 4 号の上程、説明.....	1 7
議案第 5 号の上程、説明.....	1 8
議案第 6 号の上程、説明.....	1 9
議案第 7 号～議案第 1 2 号の一括上程、説明.....	2 0
陳情書等について.....	2 4
一般質問.....	2 4
4 番 後 藤 肇 君.....	2 5
1 番 後 藤 明 宏 君.....	2 7

6番 山口英司君.....	29
3番 林和一君.....	32
休会について.....	35
散会の宣告.....	35

第 2 号 (9月20日)

議事日程.....	37
本日の会議に付した事件.....	38
出席議員.....	38
欠席議員.....	38
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	38
事務局職員出席者.....	39
開議の宣告.....	40
委員会報告.....	40
陳情第11号の上程、報告、質疑、討論、採決.....	43
議案第1号の質疑、討論、採決.....	45
議案第2号の質疑、討論、採決.....	50
議案第3号の質疑、討論、採決.....	50
議案第4号の質疑、討論、採決.....	53
議案第5号の質疑、討論、採決.....	55
議案第6号の質疑、討論、採決.....	56
議案第7号～議案第12号の質疑、討論、採決.....	56
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	63
議案第14号、議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	64
認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決.....	66
委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について.....	102
議員派遣について.....	102
閉会の宣告.....	102
署名議員.....	103

令和 4 年 9 月 5 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和4年第3回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年9月5日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 報告第 1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 12 報告第 2号 株式会社たかやま振興公社の経営状況について
- 日程第 13 同意第 1号 高山村教育委員会委員の任命について
- 日程第 14 同意第 2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 15 議案第 1号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 16 議案第 2号 高山村過疎対策のための村税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第 18 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 5 号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 6 号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 7 号 令和 4 年度高山村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 8 号 令和 4 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 9 号 令和 4 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 10 号 令和 4 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 11 号 令和 4 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 12 号 令和 4 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 陳情書等について
- 日程第 28 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10 名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富士夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞喜夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	10 番	林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	代表監査委員	関 令二郎 君
総 務 課 長	後 藤 好 君	税 務 会 計 課 補 佐	香 川 正 和 君
住 民 課 参 事	小 野 恵 美 君	保 健 課 課 長	割 田 信 一 君

農 林 課 長 平 形 英 俊 君 建 設 課 長 飯 塚 優 一 郎 君
地 域 振 興 課 長 林 隆 文 君 教 育 課 長 金 井 等 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 小 池 正 浩 書 記 林 大 生

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。ただいまから令和4年第3回高山村議会定例会を開会します。

村長挨拶

議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いいたします。

村長。

村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回高山村議会定例会の開会に当たり議会招集のご挨拶を申し上げます。

公私ともにご多用のところ議員全員の出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染蔓延は、いまだ終息の兆しが見えず高止まりの状態が続いております。国は新型コロナウイルス対策ワクチンの接種を検討し、拡大の抑制を図る一方で、コロナ禍での経済低迷を脱却すべく行動制限の緩和を行っております。どちらかに一方づけることも難しいと思われ、現在の状況は当分続いていくのではないかと思われまので、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた対応をしまいりたいと考えております。

9月に入り実りの秋を迎える時期となりました。今般発生した台風11号は幾分北寄りに進路を変え、直接の大きな影響は避けられそうな状況でございますが、しかし、いついかなる形で発生するか予測できない各種災害に対しては、常に危機感を持って日々の行政執行に努めてまいります。村民の生命・身体・財産を守ることは我々に課せられた大きな使命であります。関係機関、団体及び住民皆様との連携が欠かせません。議員各位におかれましても、安全・安心な村づくりのために、今後とも一層のご協力をお願い申し上げる次第であります。

また、大変ご心配をおかけしておりましたたかやま未来センターさとのわも、9月17日にはグランドオープンを迎える運びとなりました。ほっとした気持ちがある反面、これから村民皆様に喜ばれる、愛される施設としていくため、その運営に全力を注いでまいる所存であ

ります。引き続き議員各位のご指導、ご鞭撻をお願いするものでございます。

さて、本定例会の提出議案等は決算認定 8 件、報告 2 件、同意 2 件、議案 12 件となります。
慎重なご審議をお願い申し上げ、議会の招集の挨拶とさせていただきます。

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（林 昌枝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番、野上富士夫議員及び 6 番、山口英司議員を指名します。

会期の決定

議長（林 昌枝君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 16 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 9 月 20 日までの 16 日間と決定しました。

認定第 1 号～認定第 8 号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第3、認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、認定第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8案件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案について一括して説明を申し上げます。

去る7月15日に令和3年度の一般会計及び7特別会計の決算書が会計管理者より提出されました。これを監査委員の審査に付し、その意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

さて、今日の経済情勢を見ますと、世界的な脱炭素化の流れの中で、コロナ禍から世界同時的な景気回復、さらにはウクライナ情勢による影響が加わり、約30年ぶりの物価上昇率に直面しております。先行きについても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下ということもあり、下振れのリスクも懸念されております。今後ますます厳しくなるであろう国の財政事情のしわ寄せが地方へ及ぶことのないよう願っております。

現在の高山村の重要課題となる人口減少対策、脱炭素化への取組、役場庁舎の整備などに加え、老朽化しているインフラ施設の対策などにも多額の費用が見込まれます。近年多発している地球温暖化の影響と思われる異常気象がもたらす災害などには即応しなければなりませんし、目まぐるしく変化する社会情勢にも速やかに対応していかなければならないと考えております。

村民誰もが高山村に住んでいてよかったと実感できる暮らしを持続可能な形で支えていくことが行政を担う私たちの使命であると考えております。引き続き堅実な財政運営を肝に命じつつ村政を進めてまいり所存でございます。

さて、本定例会において認定を求める令和3年度の決算概要でございますが、一般会計及び7特別会計の決算総額は、歳入51億8,733万円、歳出48億6,911万円となりました。このうち一般会計の歳出35億2,286万円で、過去最高額となっております。新型コロナウイルス関係で4億1,600万円、観光交流館整備事業関係では5億3,600万円を支出したことが大きな要因となっております。

決算の詳細については、審議いただく中で職員より逐次ご説明を申し上げます。

本決算に対する監査委員の意見を真摯に受け止め、限りある財源の中で必要な施策、事業等を精査し、計画的かつ効率的な行財政運営を心がけてまいりますので、引き続き村政執行に当たり、議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、全議案について承認いただきますよう併せてお願いを申し上げ、決算の説明といたします。

議長（林 昌枝君） ここで、監査委員より令和3年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可がありましたので、令和3年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の概要について報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書をご覧くださいますようお願いいたします。

審査に付されました令和3年度高山村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して正確に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び調書類は関係書類に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理は適切に行われているものと認められました。

村全体の純計決算額は歳入で48億6,401万9,000円、歳出で45億4,579万9,000円で、前年度と比較すると、歳入は1億8,613万5,000円、率にして3.7%、歳出は1億1,049万2,000円、率にして2.4%、それぞれ減少しています。

財政の分析指標を見ると、財政力指数は0.33と前年度から0.03ポイント悪化し、依然として低い水準となっており、群馬県内の35市町村中30番目の財政力指数となっています。

経常収支比率は79.7%と前年度から7.6ポイントと大きく改善されたものの、実質公債費比率は6.8%と前年度から0.8ポイントの増加となっています。これを令和2年度における県内町村の平均値と比較すると、いずれも良好な比率となっていますが、経常収支比率改善の主な要因が普通交付税の増加であることを考慮すれば、楽観の許されない状況と考えます。

財政の構造を見ると、自主財源は32.1%で、前年度から5.2ポイント減少していますが、これは財政調整基金の取り崩しがなかったことが大きな要因と考えられます。

収入未済額は総額で5,647万3,000円と前年度より927万2,000円、率にして14.1%減少し

ており、関係者のご努力が認められますが、収入未済額の中には今後不納欠損に結びつくものが依然として相当数含まれているものと思われますので、税収入の確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き効率的かつ有効な徴収方法の模索が求められます。

とりわけ特別会計は特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置されるものとされているところ、特定の歳入、すなわち保険税や保険料、使用料などはその会計の事業を行うために必要な収入であり、受益者が負担すべきものであることから、事業の継続や公平性の観点からも収入未済額の削減により一層取り組む必要があると考えます。

平成30年度より約8億円の巨費を投じてきましたたかやま未来センターさとのわが、いよいよ完成を迎えることとなり、多くの村民が注目をしています。この施設の所期の目的達成に向けて早期の経営安定を望むところであります。

村が発注する工事等においては、設計積算の単なる間違いなどによる工事内容の変更や工期の延長などは起こらないよう、設計積算内容等のチェックを徹底し、適正な設計積算による工事発注に努めていただきたいと思います。

施設の老朽化や災害対策などの多種多様な行政課題の対応に要する費用は年々増加傾向にあり、厳しい行財政運営を強いられることは明らかであります。限りある財源の中で将来にわたり持続的・安定的な行財政運営及び村民福祉の向上を図るためにも、現行事業の必要性や効果を精査し、効果的な事業を計画的に執行することが必須であると考えます。

最後になりますが、今後とも村民福祉向上のため持続的・安定的な村の発展にご尽力いただきますことをお願いいたしまして、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 大変ご苦労さまでした。

本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

報告第1号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第11、報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率、監査委員の意見を添えて議会に報告するものでございます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率では、実質公債比率のみが6.8%と算定されました。昨年度から0.8ポイント増加しております。この要因としては、平成30年の防災無線デジタル化、林道仙貫赤根線整備、令和元年の保健福祉センターの省エネルギー設備導入、幼・小・中の冷房設備整備、令和2年の消防自動車更新による起債の償還開始などにより、償還額が2,857万5,000円増加したことが主なものでございます。

次に、令和3年度決算に基づく資金不足比率では、対象となる特別会計全てで資金不足比率は算定されませんでした。

以上、報告を申し上げ説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） ここで、監査委員より令和3年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可がありましたので、令和3年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を行います。

なお、詳細については、お手元に配付されております健全化審査意見書をご覧くださいますようお願いいたします。

審査に付されました健全化判断比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、財政、経営ともに健全で良好な状態であると認められました。

以上で報告を終わります。

議長（林 昌枝君） 大変ご苦労さまでした。

以上で報告第1号を終わります。

報告第2号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第12、報告第2号 株式会社たかやま振興公社の経営状況についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 株式会社たかやま振興公社の経営状況について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社たかやま振興公社の令和3年度における経営状況につきましては、議案書別紙にございます第3セクター経営状況報告書のおりの内容となっております。

なお、令和3年度におきましては、令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、同期純損益では358万2,000円の赤字決算となりました。長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年に引き続き厳しい経営を強いられることとなりました。昨年8月には緊急事態宣言が発令され、これを受け村といたしましては、感染防止対策のため、昨年9月、温泉施設に限り25日間の休業を要請いたしました。

なお、休業期間中の経費負担につきましては、議員各位のご理解により、大部分の負担をさせていただいたものでございます。一昨年に金融機関からの4,000万円の借入れを行い営業を実施しているところでございますが、令和3年度におきましては、お手元の資料にありますように1,061万9,000円の負債超過となったことから、報告書に合わせて第3セクター等経営健全化方針を作成し、早期の債務超過解消を目指すための抜本的改革を含む経営の健全化方針を定めたものでございます。

村の出資が50%以上（実質100%）の法人であることから、経営の効率化・健全化・地域活性化等に資する有意義な活用の両立に今後とも強力に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き指定管理施設の運営に対するご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 以上で報告第2号を終わります。

同意第1号の上程、説明、採決

議長（林 昌枝君） 日程第13、同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村教育委員会委員の任命について説明を申し上げます。

平成30年10月1日から教育委員としてご尽力いただいている倉澤了一さんが今月末をもって任期を満了することとなります。後任の教育委員に奈良夕子さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

奈良夕子さんは、昭和61年3月に獨教大学経済学部経済学科卒業、英語と社会の教諭免許状を所有しており、新潟県、埼玉県、群馬県の15に及ぶ中学校あるいは高等学校で英語の非常勤講師また臨時教諭としてご活躍しております。その間には、高山中学校において初任者研修補充員として勤務されたこともございます。

現在は、県立中央中等教育学校と県立渋川青翠高等学校で英語の非常勤講師として活躍されております。また、「高山かるた」作成委員会の委員として作成にも携わり、現在も「高山かるた大会」では役員して普及活動を行っていただいております。

これらの経験で培われた知見をいかに発揮し、高山村の教育行政にご尽力いただけるものと期待をしております。また、地域においての人望も厚く、明朗闊達であり、人格的にも教育委員として適任であると考えております。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、後藤明宏議員、2番、佐藤晴夫議員、3番、林和一議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配布〕

議長（林 昌枝君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 配布漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

同意第2号の上程、説明、採決

議長（林 昌枝君） 日程第14、同意第2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 同意第2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

平成25年10月1日から固定資産評価審査委員会委員として尽力いただいております林嘉彦さんが今月末をもって任期満了となりますが、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

林嘉彦さんは、ぐんまみらい信用組合に勤務当時は、吾妻3支店のブロック長として経営強化にもご尽力され、ご活躍されておりました。また、固定資産評価審査委員会では、平成31年2月から現在まで委員長としてご尽力をいただいております。人望も厚く、経験も豊富であることから、適任であると考えております。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、後藤明宏議員、2番、佐藤晴夫議員、3番、林和一議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛

成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配布〕

議長（林 昌枝君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 配布漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議案第1号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第1号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由

の説明を申し上げます。

令和3年4月1日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、令和2年の国勢調査の結果により、令和4年4月1日に高山村全域が過疎地域に指定されました。

今回提案いたします計画案につきましては、過疎法第8条の規定に基づき策定した計画でございます。過疎地域の指定期間は令和12年度までの9年間となりますが、計画期間は群馬県が策定した「ぐんま快疎化リーディングプラン」が令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。この終期に合わせた令和7年度までの4年間を前期計画として策定しております。

村の持続的発展を推進する各種過疎対策事業の支援措置を受けるために必要な計画となり、特に過疎対策事業債を起すためにはなくてはならない計画でございます。

本計画の策定に当たりましては、過疎法第8条第7項の規定に基づき県知事との協議を行い、その後、議会の議決を経て、関係する各大臣へ提出する予定でございます。

令和4年8月22日付で群馬県知事との協議が調いましたので、今回議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第2号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第2号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について説明を申し上げます。

高山村全域が過疎地域に指定されたことに伴い、議案第1号 高山村過疎地域持続的発展計画の産業振興促進事項で定められた製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス

業等の事業用の土地、家屋、償却資産の固定資産につきまして令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得されたものを対象に3年間免除するものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第3号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

本改正は、農業振興地域整備促進協議会委員及び産業医の報酬を新たに定めるものでございます。

まず、農業振興地域整備促進協議会ですが、現在、法規定に基づき5年に一度の農業振興地域整備計画の見直しと合わせて行っている農業振興地域、青地の一般除外を毎年行えるよう見直し、農振除外審査の諮問機関として農業振興地域整備促進協議会を設置することといたしました。これに伴い、協議会委員の報酬額を定めるものでございます。

次に、産業医ですが、職員のメンタルヘルス対策として行うストレスチェックを実施するに当たり、産業医を選任する必要が生じてまいりました。産業医の行う業務としては、ストレスチェックの実施者となっていただくほか、労働者の健康管理、保持増進、健康障害の調査や再発防止の措置など、医学に関する専門的知見を必要とする事項について、原則として毎月開催する衛生委員会でご指導いただくこととなります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前11時より再開いたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

議案第4号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるための方策の一つとして、令和3年8月の人事院による国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出に準じて、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されました。

この法律改正に伴い、条例の一部を改正するものとなります。

詳細については総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

最初に、法改正に係るところの制度概要の説明をさせていただきます。

育児休業は男女問わず取得できるもので、子の出生日から57日、おおむね8週間までと、

それ以後、職員は3歳の誕生日まで、非常勤職員は1歳の誕生日までを基本として、最長2歳の誕生日まで育児休業ができることとなっています。

57日までの期間は、女性の場合は産後休暇期間と重なるため、男性を主眼としております。通称は「産後パパ育休」とされています。改正前は、取得日数に関わらず期間内に一度取得すれば再度の取得はできませんでしたが、改正後は、期間内に2回まで取得することが可能となります。同様に、その後の期間でも原則2回までの取得が可能となりますので、2回の間に勤務を挟むなど、より取得しやすい環境となります。

改正条例の説明に移ります。議案書は27ページとなります。

第2条第3号の改正では、主として、産後パパ育休が取得できる非常勤職員の任期要件を定めるとともに、条文の組替えを行うものとなります。

第2条の3第3号の改正では、主として条文の組替えを行うもので、1歳から1歳6か月までの間、育児休業することができる非常勤職員の要件が規定されております。

議案書は28ページとなります。

第2条の4の改正も、主として条文の組替えを行うもので、1歳6か月から2歳までの間、育児休業することができる非常勤職員の要件が規定されております。

議案書は29ページとなります。

第2条の5を削る改正は、議案書下段になりますが、第3条の2として同様の条文が加えられております。

第3条中第5号を削りの部分は、言い回しの改正、第10条第6号の改正は名称を改めるものとなります。

なお、この条例の施行日は、法律の施行日に合わせ10月1日とするものです。

以上、雑駁ではございますが、補足説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第5号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第5号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第5号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、令和4年10月1日から共済組合の組合員となっている会計年度任用職員に対して、医療保険を扱う短期給付事業及び貯金、貸付けなどを扱う福祉事業が適用されることとなります。

共済組合へ支払う掛金は共済組合法の規定により給与から控除することができることになっておりますが、貯金の積立金など、事業利用に伴う控除は条例で規定する必要があることから、改正をお願いするものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、ご説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第6号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第20、議案第6号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第6号 高山村税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例による固定資産税の減免について特例率を改めるものでございます。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の発電設備に係る課税標準の特例措置の5,000キロワット以上の水力発電設備の課税標準の特例を3分の1から4分の3へと改めるものでございます。なお、現在、高山村では該当の設備はなく、課税への影響はございません。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、ご説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第7号～議案第12号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第21、議案第7号 令和4年度高山一般会計補正予算（第3号）から日程第26、議案第12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第7号から議案第12号まで一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第7号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に2,845万円を追加し、予算総額を30億7,665万2,000円とするものでございます。

本補正による主な新規事業についてご説明を申し上げます。

2款1項10目諸費において、役原地区住民センター改修工事補助金として254万8,000円を計上いたしました。これは昨年度の区からの要望を受け、群馬県市町村振興協会が行っている魅力ある地域コミュニティ助成事業を申請したところ、採択となり、事業費の50%に当たる152万9,000円がサマージャンボ宝くじ交付金として交付されました。これに事業費の3分の1、101万9,000円を村が上乘せして交付するものでございます。

次に、2款2項5目賦課徴収費において、航空写真撮影を行うための費用914万9,000円を計上いたしました。航空写真の撮影はおおむね5年ごとに行っており、今回は令和7年度を予定していましたが、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用し全額補助を受けられることとなったため、予定を前倒しして今年度撮影を行うものでございます。

その他の補正内容につきましては、後ほど総務課長に説明させます。

続きまして、議案第8号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に

ついて説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に16万5,000円を追加し、予算総額を4億,743万9,000円とするものでございます。

制度改正により、未就学児の保険料の一部免除が実施されることに伴う国保情報データベースシステムの改修費用で、その全額が特別交付金で措置されます。

続きまして、議案第9号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に41万円を追加し、予算総額を5,604万5,000円とするものでございます。

後期高齢者医療保険料は、群馬県後期高齢者医療広域連合が算定を行っておりますが、過年度分において過誤納が生じたため補正をお願いするものでございます。

なお、この費用については全額群馬県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金として納入されます。

続きまして、議案第10号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に8万8,000円を追加し、予算総額を4億9,576万1,000円とするものでございます。

令和4年10月からの介護報酬改定に対応するためのシステム改修費用となります。なお、事業費の2分の1が国庫補助により措置されます。

続きまして、議案第11号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に100万円を追加し、予算総額を8,402万7,000円とするものでございます。

本宿田中地区宅地造成地内の光ケーブル設備の増設工事費で、回線数が不足するため、既存の8芯ケーブルから24芯ケーブルへ張り替えるものでございます。

続きまして、議案第12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に4万3,000円を追加し、予算総額を2,807万6,000円とするものでございます。

本補正は、梅沢地内の農業用ため池の下刈り作業の委託料に不足が生じたため、増額をお

願いするものとなります。下刈り作業は昨年度まで農事研究会へ委託していましたが、会員減少のため令和3年度をもってやめさせてほしいとの申出があり、本年度からシルバー人材センターに委託しております。

以上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） では、議案第7号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

まず、歳出から、主な項目について説明させていただきます。

事項別明細書11ページをご覧ください。

2款1項1目職員メンタルヘルス対策事業は、産業医1名分の増額補正となります。感染症対応事業は財源を変更するものです。

2款1項5目吾妻方面路線バス補助金交付事業は、令和3年度実績により、運行経費が増額したことによるものです。高山サテライトオフィス整備事業及び同推進事業は、ともに財源を変更するものです。

2款1項8目ネットワーク関連事業は、プリンターが故障したため更新をするものです。

2款1項9目ふるさと祭り事業は、事業中止によるものとなります。地域づくり推進事業は、地域づくり活動の申請が予想を上回ったため増額をお願いするものです。

2款1項10目地域住民センター等整備事業は、新規事業で、先ほどの村長説明のとおりとなります。感染症対策事業は財源を変更するものです。

事項別明細書12ページをご覧ください。

2款2項2目航空写真撮影業務は、こちらも新規事業で、先ほどの村長説明のとおりとなります。

3款1項2目保健福祉センター施設管理事業は、修繕料に不足を生じたため増額するものとなります。

3款1項3目介護保険事業は、介護保険特別会計への繰出金となります。

3款2項1目広域管外保育委託事業は、事業実績による精算返還金となります。

事項別明細書13ページをご覧ください。

3款2項2目児童手当システム経費、子育て世帯等臨時特別支援事業は、ともに事業実績による精算返還金となります。

3款2項3目保育所施設管理事業は、下駄箱を購入する予定でございます。

4款1項2目大人の風疹追加的対策事業は、事業実績による精算返還金となります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び14ページになりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、接種期間延長によるもので、全額国庫支出金が充当されます。また、両事業とも過年度に実施した事業の精算返還金を計上しております。

4款1項5目の財源変更でございますが、地域脱炭素実現に向けた省エネの最大限導入のための計画づくり支援事業に伴う国の補助金が不採択となったことによるものでございます。

6款1項2目農業用水事業特別会計繰出金は、農業用ため池周辺の下刈り作業委託料分として繰り出すものです。

6款1項3目農業振興事務費は、農振除外の審査に当たる委員の報酬となります。農業振興協議会補助金交付事業は、申請件数が例年より大幅に増加し、予算に不足を生じたため増額をお願いするものです。なお、この財源は農業振興基金からの繰入金で充てております。

6款1項5目小規模農村整備事業は、単価の増額改正により調査に係る労務費に不足を生じたため増額をお願いするものとなります。

事項別明細書15ページをご覧ください。

6款2項1目結婚の森トイレ管理事業は、雨漏りしている屋根を改修するものとなります。

7款1項12目道の駅中山盆地施設管理事業は、当初見込みよりも修繕が多く発生し予算に不足が生じたため増額をお願いするものとなります。コテージ施設管理事業は、財源を変更するものです。みどりの村施設管理事業は、修繕箇所を拡充することとしたため、増額をお願いするものです。たかやま未来センターさとのわ施設管理事業は、財源を変更するものとなります。感染症対応事業は、指定管理施設における感染症予防対策としてする備品購入などを支援するための補助金となります。

事項別明細書16ページをご覧ください。

8款5項1目土地開発事業特別会計繰出金は、本宿田中地区宅地造成地の光ケーブル増設工事分として繰り出すものとなります。

9款1項2目消防自動車更新事業は、消防庁が実施している消防団への消防車両無償貸付事業に応募したところ、採択となり、第2分団の完成車を更新することとなりました。この車両の諸経費を予算計上するものでございます。

ポンプ操法競技大会事業及びポンプ操法競技大会出場補助金交付事業は、ともに開催が中止となったため減額をするものでございます。

事項別明細書17ページをご覧ください。

10款2項2目、3項2目、4項1目、こちらの財源変更は、国庫支出金と国庫支出金の該当となった部分について財源を変更するものとなります。

10款6項1目村長杯グラウンドゴルフ大会事業は、開催が中止となったため減額するものとなります。

事項別明細書18ページをご覧ください。

10款7項1目給食センター施設管理事業は、施設修繕料及び備品購入費に不足を生じたため増額をお願いするものです。

13款1項2目農業振興基金積立金は、パイプハウス貸付料の確定に伴うものとなります。

なお、本補正に係る歳入では、地方交付税が算定確定により3,257万2,000円増額、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が3,601万5,000円増額となったことなどにより、財政調整基金からの繰入金は1,896万8,000円の減額となっております。

また、交付税算定の確定によりまして、臨時財政対策債の借入限度額は2,668万7,000円と、減額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

陳情書等について

議長（林 昌枝君） 日程第27、陳情書等についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

一般質問

議長（林 昌枝君） 日程第28、一般質問を行います。

後 藤 肇 君

議長（林 昌枝君） 最初に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤肇議員。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

4番（後藤 肇君） 議長より発言の許可がありましたので一般質問をさせていただきます。

本年度進行中の本宿田中地区造成工事完了後の販売方法について、どう検討しているのか答弁を求めます。

以上です。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 後藤肇議員の一般質問についてお答えをいたします。

本宿田中地区造成工事については、令和3年度第4回議会定例会において2か年の継続費として議決をいただきました。

本宿田中地区造成工事は、年内には造成工事も完了させ、年明けには分譲案内を開始したいと考えております。

分譲地の販売価格については、人口減少による若者層の定住促進及び費用対効果を考慮しながら販売価格については決定をしていきたいと考えております。

販売区画については、本宿田中地区については6区画で、1区画の販売面積については120坪前後となり、比較的分譲地としては大きめの面積となります。村内外の方たちが定住し、家庭菜園が可能な規模となっております。

販売方法につきましては、若年層の定住に比重を置きながら選考させていただき、村内の遊休農地の活用を視野に入れながら販売方法は工夫させていただきたいと考えております。

以上、後藤肇議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 今村長の発言にあったように、私も同感するところは、若年層を中心としたという部分についてはよいのではないかと考えております。ただ、そのほかにも募集要綱に鍵をつける。やはりこれは人口増大、先ほどから叫ばれているように、目先を考えて

いくと早急に取り組まなければならない事項かなと考えます。ですから、6棟ある中で1戸についてはもう少し具体的に、細部について検討するような鍵をぜひご検討いただければと思います。

例えば子供の人数制限、あとは移住年数とか、その辺もある程度目標としたほうがよいのではないかと私は考えます。

それと、来春はもう発売するわけですがけれども、今のうちにキャッチフレーズなどを付けてPRしていく必要があるのではないかと考えます。例えば高原の一等宅地を分譲とか、そういった皆さんがちょっと耳に止まるような言葉を付けて先行PRするのが、やはりかなり必要ではないかと思うんですね。それを利用して横のつながり、コーディネーターの利用、あと前回、全員協議会の中でありましたように、食を中心とする高山村就農支援・農的魅力開発事業とかのことで県外の方が結構お見えになっていただくわけですね、そういう中でのPR、今後参加を予定している藤沢まつり、これのときも農産物の販売が主力かななんて私は考えるんですが、そういうときに、やはり高山のPRをぜひしていただいて、PRのし過ぎというのはないと思うんですね、ですから簡単なことですが、横のつながりをもっともっと持っていただきながらPRをしていっていただき、人口が1人でも増えるような住宅事情にしていいただければと思います。これが先行していくことによって、今後の見通しがつく、下ノ宿の宅地造成事業もどういう方向で進めていくかということが見えてくるんじゃないかと思しますので、ぜひPRを先行していただき、進めていただければと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） ただいま後藤肇議員からのお話をいただきました。もちろん分譲が決まったらすぐ売れるというもんじゃないから、その前に高山の魅力をつけながら宣伝をしていくことは必要かと思えます。藤沢まつりとか、あるいはこの中山盆地とか、それを踏まえて魅力ある宣伝をしていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） じゃ、ぜひPRを大いにやっていただくということで、よろしく願いいたします。

後藤明宏君

議長（林昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

1番（後藤明宏君） 議長より質問の許可をいただきましたので発言させていただきます。

オーガニックビレッジ宣言に向けた実施計画の推進状況についてお伺いいたします。

村長の所信表明にて、高山村をオーガニックビレッジ宣言に向け、今後、村の農林業政策に道筋をつけたいとの考えをお聞きいたしました。オーガニックビレッジとは有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことをいい、農水省では、このような先進的なモデル地区を2025年までに100市町村で、2030年までに全国の1割以上の市町村、約200の宣言を目指しています。

既に51市町村が取り組みの公表をしておりますが、高山村として特色のある取組、戦略をお聞きいたします。

議長（林昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま後藤明宏議員からのオーガニックビレッジ宣言に向けた実施計画の進行状況について質問をいただきました。これに対してお答えしたいと思います。

オーガニックビレッジ宣言に向けた実施計画の進捗状況について、高山村として特色のある取組、戦略についてということですが、農業は本村の基幹産業であるとともに、地域コミュニティの維持や環境保全といった多面的な機能を有しております。このため新規就農者の確保、定着をはじめ、地域農業の中核となる農業経営者の育成は、本村の農業の維持発展にとって大変重要な課題であると認識しております。

こうした幅広い年代の農業経営者の大半が効率的・安定的な農業経営を営んでいくためには、既存の農畜産物のブランド化をはじめ、地域内に新たなもうかる品目を創出する取組を進めていくことは重要であろうかと思えます。

本村では、高山キュウリなどの伝統野菜をはじめ、ピーツやかぼちゃなどの生食や加工品に利用できる西洋野菜などが有機農業により栽培されているほか、林産物としてまいたけが有機農業により栽培されるなど、県内でも有数の特色ある有機農産物の生産がされておま

す。

今後、予定としては、短期的には道の駅での販売、新たに整備された「さとのわ」での加工品の開発、株式会社アグリメディアと連携した首都圏での販売のほか、小学校や保育所へのオーガニック給食の試験導入などを段階的に実施し、経済・社会・環境の調和がとれた持続可能な農業を推進していきたいと考えております。

その上で、中期的には、こうした取組を継続していくことにより、本村の有機農産物のブランド化をさらに推し進め、その成果として、農業所得の向上、優良農地の保全、新規就農者の確保などを図っていききたいと考えており、有機農業生産者組合の立ち上げによる生産力や販売力の向上、有機農業希望の新規就農者を積極的に集めて、遊休農地を活用し、国の掲げる遊休農地率25%の達成、高山キュウリに代表される高山村の伝統野菜及び有機農業でブランド化してPRを強化し、高収入の品目を増やしていきたいと考えております。

今回、後藤議員からご指摘のあったオーガニックビレッジ宣言は、昨年、令和3年5月に国において策定されたみどりの食料システム戦略の一環として進められている施策であり、有機農業の団体化や有機農産物の学校給食での利用、販路拡大等の推進など、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込み、有機農業の生産から消費までの一貫した取組、物流の効率化や販路拡大等を一体的に支援することで、有機農業のモデル地区の創出を目指す事業であります。

この事業の出口として、国では2030年までに全国の1割以上の市町村、約200市町村での宣言を目指しております。

この宣言までのプロセスは、検討会を開催し、試験的な取組などを行った後に有機農業実施計画を策定し、周知を行い、ようやくオーガニックビレッジ宣言が行え、有機農業の生産者やそれ以外の生産者をはじめとする農業従事者、事業者など多くの関係者のご理解が必要であります。

本村では既に個性的な有機農産物が生産されていることや、就農支援・農的魅力開発支援事業で進めているトライアルファームなどの新たな取組とタイアップすることで、他市町村にない生産から加工、流通、消費まで一貫したユニークな取組を進めることが可能だと思っております。

このため、令和5年度を目標に、みどりの食料システム戦略関連の国庫補助事業を活用し、農業者、JA、就農支援・農的魅力開発支援事業の受託先である株式会社アグリメディアなどの関係者と早急に検討を進め、令和5年度内のオーガニックビレッジ宣言を発信すること

ができるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 1 番、後藤議員。

1 番（後藤明宏君） 日本の有機農業の取組面積は、有機 J A S ほ場0.2%、J A S 以外での有機農業の取組を加えても0.5%です。欧米諸国、中国を加えた中でも取組面積は最下位です。高山村の耕作面積に対する有機比率は3.5%、登録外も入れれば10%以上と国の比率の20倍の取組状況です。

農水省でも危機感を感じ、有機農業の推進に多額の予算をつけています。農業は食です。健康を維持することは行政側も医療費の削減にもつながり、たくさんの相乗効果が生まれるはずです。

群馬県でオーガニックビレッジ宣言をした市町村はまだありません。先進的農林業、そして地域を目指し群馬県で最初のオーガニックビレッジ宣言の村として全国の仲間と新たな食文化の広がり期待いたします。

山 口 英 司 君

議長（林 昌枝君） 次に、6 番、山口英司議員の発言を許可します。

6 番、山口議員。

〔 6 番 山口英司君登壇 〕

6 番（山口英司君） 一般質問につきまして議長より許可をいただきましたので、防災について質問をいたします。

9月1日は防災の日でした。いつどこで起きるか分からない自然災害、国内各地で大型台風などによる豪雨災害が毎年のように発生しています。前回の令和4年第2回定例会において、防災対策を万全にさせていただきたいため地区防災計画について一般質問したところ、村が作成した地域防災計画やハザードマップなどを活用しながら防災に対する意識向上を図っていききたいという答弁を得ました。

地区防災計画は、住民自らで話し合い、作成するものですが、自主防災組織の結成や運営についてはある程度行政が主導していかなければならないと思います。意識向上を図るための具体的な対策とは何なのか、防災に対する取組について再度質問いたします。

次に、自分や大切な人の命を守るためには、日頃からの備えと正しい知識が必要です。地区防災計画の策定や、いざというときに地域ごとに効果的な防災活動を実施するための防災知識を学んだ防災士が各地域にいること、そして防災士の資格を持つ人を増やしていくことが防災活動の充実につながると考えます。

この防災士について、村はどのように捉えているか伺います。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 山口議員からのご質問にお答えいたします。

防災に対する意識向上を図るための具体的な対策、防災士についての2つのご質問をいただきました。双方は深く関連しておりますので、併せてお答えをさせていただきます。

まず、防災士についてですが、社会の様々な場で防災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつそのために十分な意識・知識・技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認証する資格であると承知しております。

本年7月末現在、全国の防災士認証登録者は23万人余りで、群馬県は2,248人と公表されております。市町村別の公表はありませんので正確な人数は分かりませんが、高山村の防災士は職員を含め3名のみであると把握しております。

この制度は、平成7年に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえ開始されたもので、災害に対する十分な知識と発生時の対応知識を備えることにより、生命や財産に対する損害を大幅に軽減できると期待されているところでございます。

災害発生時には自助・共助が大変重要であることは、過去の災害例からも明らかであると思います。防災士の方には、その知識を生かし地域防災の向上にもお力添えをいただき、地域の防災リーダーとしての役割を担っていただくことができれば、大変心強いものと考えております。

村民の多くの方が防災士資格を取得し、地域の防災リーダーとなっただけであれば、前定例会でご質問をいただいた地区防災計画の策定にも取り組みやすくなるのではないかと考えられますので、防災士資格取得者の増加に向けた取組をしてまいりたいと考えております。

防災士資格の取得は、2日間の防災士養成研修講座を受講した後、受験に合格し、3時間以上の救急救命講習を受講するといった手順となります。防災士研修センターで取得する場合には約6万円の費用が必要となりますが、群馬県では、県民で市町村の推薦を受けた方を対象に、ぐんま地域防災アドバイザー防災士養成講座を開催しており、この講座を利用した

場合には1万1,500円の費用で取得することが可能となります。

消防団の分団長以上の経験者には研修の免除などもあるようでございますので、退団される方への声かけや、広報紙などを通じて呼びかけるとともに、取得に係る費用を全額補助する制度を創設するなどして、積極的に防災士資格取得者の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、防災意識に対する意識向上を図るための具体的な対策としては、現在、台風や大雨の注意喚起時に防災行政無線でハザードマップを確認するよう促したり、自主防災組織としている行政区の区長会議の際に話題にしたりしております。防災士制度を周知することにより、また高山村の防災士が増えることにより、村民の防災意識の向上にもつながっていくものと考えます。

以上、山口議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 防災士について村長より細かに説明をしていただきました。防災士、防災のための地域のリーダーをぜひ養成していただいて、先ほど答弁ありましたように地区防災計画といったものに役立てていただきたいというふうに思います。

防災士の資格を取得するためには、先ほどもありましたが1万円以上の費用がかかるということです。多少なりともこういったことにつきまして村の援助がいただけたらいかなものかなというふうに考えます。村長、どうでしょうか。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） ただいま山口議員からの経済的な援助ということがありましたけれども、これは村民の安全・安心を担保するためには、やっぱり行政の補助ということが必要不可欠になってくると思います。内部検討をしたいというふうに考えております。

自分の命は自分で守るということを原則に、自助・共助・公助と常にその意識を持っていただければと思います。体が不自由でなかなか難しいという人には、すぐ行政のほうへ電話するなりといったいろんな方法がありますので、そちらのほうに電話をしていただいて、事故が起きないようにしたいと思います。高山では比較的災害に対する被害は少ないほうでありますけれども、これからどんな形で天候が変わってくるか分かりませんので、常に災害に対して心して生活していただければと思います。

今まで災害についての地図を二、三年前に作りました。そのときには、それぞれ地区の昔からの言い伝えがありまして、災害が起こったところとかを知っているお年寄りの方にいる

いる話を聞きながら、それぞれの地域の防災マップを作って、防災に対する意識を高めてきたところでもございます。行政としては村民を守ることから一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 防災士資格取得について、村長よりそのための援助等について検討したいというお言葉をいただきました。ぜひ防災士を増員できるよう検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点なのですが、防災に対する意識向上ということも先ほど話をさせていただきました。災害への備えという観点から、道の駅中山盆地において、たかやま未来センターさとのわの建築工事が竣工しました。それで、地下には防災用備蓄倉庫が併設されています。この備蓄倉庫について、現在、備蓄倉庫とは別としまして、さとのわの内覧会やグランドオープン行事において、今後多くの村民の皆様に見ていただいて、防災に対する機能も併せてアピールするべきと思います。ただ中の施設を見ていただくだけでなく、この備蓄倉庫も併せて見ていただく、これも必要かなと思います。どうでしょうか。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 機能が道の駅にあるということは発信………と思います。備蓄倉庫についても……。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 5,500万円という大金がかかっております。せっかくですので、多くの皆さんに説明をしていただき、内容を理解していただく、これが必要と思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

林 和 一 君

議長（林 昌枝君） 次に、3番、林和一議員の発言を許可します。

3番、林議員。

〔3番 林 和一君登壇〕

3番（林 和一君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従い道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の大幅遅延と村民への説明責任について村長に質問を行います。

村長は、人口減少に歯止めをかけ、交流関係人口を増やし、村民の力を発揮させる施設とし、村民に活躍してもらいたいとして村の中心地づくりの核となる（仮称）観光交流館建設に意欲を示し、村の一大プロジェクトとして事業を推進してきました。この事業を推進するに当たり、村民からの生の声も聞いたでしょうし、議会からも多くの指摘、要望、意見が出されてきました。

さて、契約金額3億4,485万円により請負契約が締結された道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事は、入札後、令和元年11月12日付で着工となり、翌令和2年3月31日完成で事業化されました。その後、変更手続が行われ、事業費の追加とともに工期も令和4年3月31日まで延長されました。事業の基本となる設計に関して多くの問題があったという執行部からの説明は受けました。事業完成が大幅に遅延したことの原因と、その責任の究明及び村長の村民に対する説明責任はどう果たすのか。村民の納得する答弁を求めます。

また、併せて、現在までの工事等に要した関連事業費の総額は幾らになるのかも伺いをいたします。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 林和一議員の一般質問についてお答えいたします。

高山観光交流館新築工事は、令和元年11月1日の入札により佐田建設株式会社北毛営業所と契約し、工期については令和元年11月12日から令和2年3月31日といたしました。

新築工事の前段階の開発行為に係る県の開発の許可に遅延があり、その後、建築確認申請業務の遅延等が重なり、事故繰越しによる3か年の繰越事業として新築工事の工期を令和4年3月31日まで延長させていただきました。結果的に、新築工事は契約しているものの、前段階の基本設計業務の遅延により、新築工事に大きな遅れが余儀なくされました。

新築工事の基本設計内容についても、建築確認申請に添付する建築基準適合判定審査の合格判定に至らず、当時の設計業者では業務を遂行できないと判断し、建築確認申請業務については新たに発注をし、基本設計内容の再確認を行った次第でございます。

その結果、建築基準適合判定における構造計算の基礎となる当初の設計図書等を精査する必要があると判断し、精査期間及び建築基準適合判定審査期間を令和2年度末までとしたため、新築工事が令和3年度完成となり、大きな遅延工事となってしまいました。

新築工事が大幅に遅延した原因として、観光交流館基本設計業務の建築確認申請業務が進まなかったことが原因となり、現在、調査、原因究明について進めているところでございます。

事務方としても、観光交流館の基本設計の内容については専門的分野が多く、精査できないところがあり、早急に対応できなかったこともあり、大いに反省すべき点がありました。今後の設計業務等については、支援業務等を積極的に活用しながら円滑な事務を進めていくべきと考えておるところでございます。

また、村民に対する説明責任をどう果たすのかというご質問につきましては、今までも議員皆様にご心配をいただき、本件に対するご質問に対してはご理解いただけるよう丁寧な説明に心がけてきたわけでございます。村民の皆様には多大なご心配をおかけいたしました。ご理解をいただきたくお願い申し上げる次第でございます。

最後に、現在までの工事等に要した関連事業費は、平成30年度から令和4年度まででおおむね総額8億1,000万円程度となります。

以上、林和一議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） ただいまの村長の答弁の中で、設計段階での不手際という表現でいいかどうか分かりませんが、これが主なる原因であるというようなことであるとすれば、そこには契約不適合責任が発生すると思われま。いわゆる以前で言う瑕疵担保責任であり、この名称が令和2年4月1日から変わり、法的には契約責任が問われます。要は、契約の内容に合致しない場合は追完請求、これは追って完成を求めることと私は解釈をいたします。また、代金減額請求、損害賠償としての過失責任等が問われることとなります。

令和2年の制度変更により、納品者側の責任が重くなり、当事者が合意した契約内容が判断基準となってまいります。専門的判断は法律によるところとなりますけれども、契約に対する責任の在り方がより重くなっていると判断されます。

こうしたことをよく理解され、重ねてですが、村民が納得のいく説明がない限り村民からの理解は得られません。巨額な血税も投入し、高山村の最重要な位置づけにある施設にあって、疑問に思う内容の説明は全てであります。

重ねてですが、村長の考えを伺いたいと思います。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 設計業務の過失でありますけれども、設計の内容については我々は素

人なんで分かりません。だから設計業者を仲介して事業を進めるわけですから、今のところ弁護士と相談しながら対処を考えておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 以前にも議会に対して、設計に関しては職員で理解するところが非常に難しいという話があったことは事実でありますけれども、設計業者に責任があるとするものであるとすれば、先ほど述べましたとおり契約責任が問われるわけですから、契約不適合責任に対することにつきましては、再度別の機会で究明したいとは思いますが、これにつきましては現在進められている手続きをしっかりとやって、村民が納得できる結果を出していただきたいというふうに思います。この取組について村長の考えるところがありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 専門的な、技術的な内容も含まれますので、引き続き弁護士との相談をしていながら解決していきたいというふうに考えております。

議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

休会について

議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、9月6日から9月19日までの14日間休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月19日までの14日間休会することに決定しました。

散会の宣告

議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は9月20日火曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集

願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午後 零時 08分

令和4年9月20日（火曜日）

（第2号）

令和4年第3回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月20日(火)午前10時開議

- 日程第 1 委員会報告
- 日程第 2 陳情第 11号 子どもたちに核も戦争もない平和な未来を！2022年非核平和
行進 核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請書
- 日程第 3 議案第 1号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 4 議案第 2号 高山村過疎対策のための村税(固定資産税)の課税の特例に関する
条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 6 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
- 日程第 8 議案第 6号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 10 議案第 8号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 11 議案第 9号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 議案第 10号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 13 議案第 11号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 14 議案第 12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 15 議案第 13号 村道判形線(田尻橋工区)橋梁補修工事の変更請負契約について
- 日程第 16 議案第 14号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 17 議案第 15号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 18 認定第 1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

- 日程第 2 0 認定第 3 号 令和 3 年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 4 号 令和 3 年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 5 号 令和 3 年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 6 号 令和 3 年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 7 号 令和 3 年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 8 号 令和 3 年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第 2 7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富士夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞喜夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	10 番	林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	後 藤 好 君
会計管理者兼 税務会計課長	本 間 尚 也 君	住 民 参 事	小 野 恵 美 君

保健みらい 課長	割田 信一 君	農林課長	平形 英俊 君
建設課長	飯塚 優一郎 君	地域振興課長	林 隆文 君
教育課長	金井 等 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	小池 正浩	書記	林 大生
--------	-------	----	------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 公私共に大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和4年第3回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

委員会報告

議長（林 昌枝君） 日程第1、委員会報告を議題とします。

最初に総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

総務文教常任委員長（林 和一君） 総務文教常任委員会管内行政調査報告を行います。

令和4年第3回高山村議会定例会。

令和4年9月20日。

総務文教常任委員長、林和一。

総務文教常任委員会では、9月13日午前9時から全委員並びに議長の出席を得て、教育委員会所管の事務について行政調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

今回、対象とした内容は、増改修整備工事中の給食センターと増改築整備工事が完成し、供用を開始したこども園の2か所であります。当日は、教育委員会から山口教育長、金井教育課長、平形補佐の出席を求め、現地視察に先立ち、議員控室で事業の概略について事前説明を受けました。現地視察に当たっては、小池議会事務局長の同行も得て行いました。

まず、給食センター増改修整備工事についてですが、平成29年の県の巡回指導により、給食調理施設としてそぐわないとする指摘を受けています。指摘内容は、調理場内の動線の改善が主力とのことであり、汚染区域との区分けをすることが求められていました。これを改善するために、新築もしくは中之条町への業務委託などの検討が行われてきましたが、いず

れも高額投資となることや子供たちへの給食提供を考えると厳しいことから、今回の増改修整備工事となりました。補助事業には該当しないため、経費は全額一般財源となり8,536万円の事業費が予算づけとなっています。

工事完成は本年9月末であり、工期内完成引渡しに向けて工事が進められておりますが、担当職員の工期厳守の強力な指導がなされており、頼もしく感じるとともに、評価に値するものと考えます。

調理現場では今までも従業者の工夫と細心の注意により、事故もなく経過してきましたが、完成後にあっては求められる安心で安全な環境の下、間違いの許されない給食提供ができるものと思います。

なお、実際の給食提供開始は10月当初からでなく、従業者の施設内の動きや調理機器への慣れの期間も必要であることから準備期間をもらい、10月11日からとなる予定であり、保護者には迷惑もかかりますが、周知して理解を求めたいとのことであり、やむを得ないものと判断をいたします。

次に、本年5月末に増改築整備工事が完了し、保育室として既に供用を開始していることも園を視察調査いたしました。

この事業の実施に当たっては、将来を見通す中で高山村の出生数の減少傾向からして、議会でも園舎の増築可否や手法の見直し、経費の縮小等も求めていきましたが、結局は議会としても増改築工事の必要性を認め事業化されました。経費としては、監理委託費が194万7,000円、工事費が2,453万円で、合計2,647万7,000円となります。

現地では、牛木園長並びに田村主任教諭も加わり、施設内の案内や説明をいただきました。増築床面積は53.82平方メートルで、施設本体は木材感覚を基調とした建物となっています。

防災上、旧施設との一体化ができないため、子供たちは園舎外の軒下部分を利用しての行き来となります。建物内も危険がないような造りであり、園児の目線で外が見渡せるようなガラス窓の配置は園児が興味を持てるよう工夫されています。

機器類の設備は暖房器、エアコン、学校から使い下ろしのテレビ、使い勝手のよいホワイトボード等があり、物入れの配置もよくできていると思われました。また、建物内の空気の循環も考えられたものとなっています。

現在、保育利用者である4、5歳児25人が利用しています。この増築部分に係る従事職員は、有資格者で正規職員の担任と支援員の2名で当たっております。事務局の説明では、郡内町村の中でも高山村は幼児減少率が少ないほうにあり、増築部分の活用も有効にできるも

のとしています。

以上、視察に際し、お世話になりました関係職員等の皆さん方に感謝を申し上げ、総務文教常任委員会の管内行政調査報告といたします。

議長（林 昌枝君） 次に、農林建設常任委員会の報告を求めます。

農建委員長。

〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕

農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） 農林建設常任委員会管内視察報告。

令和4年第3回高山村議会定例会。

令和4年9月20日。

農林建設常任委員長、佐藤晴夫。

農林建設常任委員会では、去る9月12日、農林課の平形課長、平形補佐、林主事の同行をいただき、たかやま高原牧場と五領地区の水路整備箇所を視察を行いましたので報告いたします。

最初に、たかやま高原牧場を視察しました。現在は放牧地28.1ヘクタール、採草地12.2ヘクタールの牧場全体の管理を管理人に委託し、和牛の放牧を行っていますが、後任などの問題から村内酪農家の共同利用も含め、今後の管理方法などについて検討してきました。

検討の結果、採草地につきましては、飼料高騰対策支援として、村内の酪農家のロール生産の採草地として活用することとし、和牛の受託放牧は令和4年度末をもって終了することに決定しました。なお、和牛の畜主の方には受託放牧を終了する旨、連絡済みとのことです。

また、今年2月、高崎市倉賀野町に本社のある株式会社環境システムズより、たかやま高原牧場で羊を活用した事業提案があり、放牧地の利活用については今後協議を進めていくこととなりますが、たかやま高原牧場の知名度アップと村の新たな産業の柱として経済、雇用、観光振興などへのつながりに期待いたします。

次に、令和元年の台風19号の影響により被害を受けた五領地区の水路整備箇所を視察しました。この水路は、東五領の五領笠原沢上流に当たる排水路で、台風19号の被害だけでなく、近年の大雨による被害も度々あり、濁流がヒューム管でのみ込む限界を超えオーバーした濁流が村道、近隣住民宅、田畑を直撃し、これにより床下浸水、民家敷地内への土砂流入、石垣の崩壊、田畑の浸食等、被害が発生している場所です。

令和元年11月20日付で、第4区長から村長宛てに要望書、議長宛てに請願書が提出され、請願書は令和元年第4回定例会において採択されました。その後、令和2年度県単補助の小

規模農村整備事業の採択となり、令和2年度、3年度の2か年で事業が実施され、令和4年3月に完成となりました。施工延長は249.1メートル、事業費は2,149万4,000円、うち県の補助は949万8,000円、村費が1,199万6,000円です。この排水路の整備により、大雨などで度々あった溢水が解消され、地域の方々も安心されるものと思います。

以上をもちまして、農林建設常任委員会の管内視察報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 以上で、委員会報告を終わります。

陳情第11号の上程、報告、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第2、陳情第11号 子どもたちに核も戦争もない平和な未来を
2022年非核平和行進 核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請書を議題とします。

本件は、総務文教常任委員会へ審査を付託しております。

委員長の審査結果報告を求めます。

総務委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

総務文教常任委員長（林 和一君） 陳情第11号についての審査結果報告を行います。

題名は、子どもたちに核も戦争もない平和な未来を 2022年非核平和行進 核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請書審査結果報告を行います。

令和4年第3回高山村議会定例会。

令和4年9月20日。

総務文教常任委員長、林和一。

総務文教常任委員会では、第3回定例会初日に審査を付託された陳情第11号 子どもたちに核も戦争もない平和な未来を 2022年非核平和行進 核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請書について、9月5日日本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は2022年非核平和行進群馬県実行委員会代表、内林房吉外7名及び原水爆禁止群馬県協議会（原水禁）、群馬県平和運動センターの連名によるものです。

要請の要旨としては、広島・長崎への原爆投下から77年目の夏を迎えたが、いまだ人類は核の脅威の下にあるとし、2017年7月に成立した核兵器禁止条約を批准し、戦争被爆国で

ある日本政府が核廃絶の先頭に立つことを求めています。また、負の遺産を残さないため、原発ゼロを目指すエネルギー政策への転換をし、核からの脱却も求めています。

具体的要請事項としては、1つ目に核廃絶を目指す非核平和行政を拡充すること。2つ目に力による安全保障から市民の命・暮らし・人権を守ること。3つ目に核被害者、戦争被害者の人権を守り、戦争被害への確かな補償を行うことを挙げています。

審査の中で、地方議会がどこまで関わっていったらよいか疑問点もあるが、内容は理解できるので採択してもよいのではないかとする意見。一方で、基本部分に反対するものではないが、なお、まだ慎重に対応していくほうがよいとする意見が出されました。

高山村は複数の宣言項目を掲げている中で非核宣言をしていること。平和行進においても、村長、議長、教育長も列席することにより、激励も行っており、委員会審査の結果としては多数決により採択とすることに決定をいたしました。

なお、本件は採択とする決定はしたものの、審査結果に関して関係機関等に対して、意見書等の提出を求めるものではないと判断し、多種に及ぶ要請につきましては、議決後にあってはこの委員会への審査結果報告をもって議会判断を伝えたいものといいたしたいと思います。さらに、同要請書は村長及び教育長宛てにも送致されており、村当局に対しても議会判断を伝えたいものといいたしたいと思います。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第11号に対する付託陳情書審査結果報告といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号 子どもたちに核も戦争もない平和な未来を 2022年非核平和行進 核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第1号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件は、9月5日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 高山村過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、コンサルタント会社等を依頼せずに、職員、前の総務課長の割田眞さんで作成されたと聞きました。本当に素晴らしいことだと思います。本年4月1日より村が過疎指定になり、そして、ここに過疎地域持続的発展計画が出来上がりました。このため、どんな特典があるのか、そして、今後その特典をどのような施策や事業へと展開されていくのか、お伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

奈良議員のご質問にお答えをいたします。

高山村過疎地域持続的発展計画、策定をさせていただきたいと思います。その関係で、先ほど奈良議員からご質問があった関係なんです、特典として何があるのか。過疎対策に対するハード事業の関係なんです、事業債として7割が交付税の措置になります。実際、村の持ち出しが3割ということで大変有利な形になります。実際、多くの事業もできますし、また該当しない事業等もありますので、その辺は県と協議をしながら、該当するものについては進めていきたいと考えております。また、ソフト事業につきましては、年間で3,500万という限度額があります。全体の中で3,500万ですので、優先的なものを決めて配分を充当していければと思います。

実際、あと施策と、あと事業展開なんです、今年度につきましては、4月1日に遡りまして、今ある事業について充当をさせていただきます。そちらについては、県と協議を10月ぐらいからさせていただいて、12月の定例会のほうで財源充当ですか、そういう形を補正ができればと考えております。

また、来年以降につきましては、また県と協議になるんですが、過疎地域から非過疎地域になることを目的にしておりますので、地域活性化につながる事業、そういう部分を村全体で検討をさせていただいて、優先順位を決めて施策に対して、また事業に対しても進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） せっかく指定された過疎指定です。最大限に利用していただきまして、一日も早い過疎からの脱却をお願いしたいと思います。村長がいつもおっしゃっています、100年先まで住み続けたい村づくりということで、それにぜひ利用していただき、その施策を邁進していただきたいと思っております。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 過疎地域に設定されまして、各項目によって事業を行っていくということなんですけれども、農業が主体となって、あと観光、林業、その他があるわけなんですけれども、特に高山村に関しては、農業とかそういうのは毎年力を入れていっているわけなんですけれども、林業に対して少し項目的に少ないというより、力の入れ方が少ないんじゃないかという感じを受けるんですけれども、いかがでしょうか。

というのは、今やっぱり移住とかそういう中でも、農業以外でもやはり移住してきている人がいるわけですから、どの分野でも適用できるような項目を全体的に一項目ずつぐらい選んでいく必要があるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

過疎計画の中で林業、農業、計画をつくっています。実際、ハード事業、ソフト事業も中に計画を立てております。その中で、実際、過疎地域から非過疎地域に脱却するには、ある程度ハードルがあって、その中で幾つかの事業についてを先行させていただいております。また、追加でそういう事業をしたい部分があれば、また県と協議をして議会の議決を得ながら進めていきたいと思っております。今、現状のある事業ということで、この中で計画をつくっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 課長が説明するのは十分理解できると思うんです。ですけれども、やはり村単独での今までやっている事業の中にそれを少し入れていくような方向性も出していないと、なかなかやはり皆さんが理解しにくいという部分があるのではないかと感じるんですね。ですから、その現行の事業の中に少しでも高山独自のものをに入れていく、そんな方向性を少し見いだしていったほうが皆さん理解度が高まるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） ただいま後藤議員から をいただきましたけれども、高山は緑の県民税、それを群馬県一利用した自治体であります。ですから、力を入れていないということではなくて、木材の伐期に向けてのいろんな整備とかきちんとしています。また、民間の民地についても、譲与税等々も利用して前に進んでおります。高山は76%の森林を所有しているわけですが、これから木育とかに向けて力を入れてやっていきますので、よろしくご指導お願いいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 村長が説明していただいたのもよく理解できるところです。ですけれども、やっぱり村民から見ているとなかなかその辺がうまくPRされていないのか、理解度が我々より悪いのか分かりませんが、その辺をもう少し前進するような方向でPRを進めていただければいいのかなということを感じるということです。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

6番、山口議員。

6番（山口英司君） 78ページからなる高山村過疎地域持続的発展計画が作成されました。大変ご苦労さまでございました。

この発展計画作成するに当たり、村は本年7月1日の広報で高山村過疎地域持続的発展計画（素案）のパブリックコメントを募集しております。その結果、村民の皆様がどのような意見をお持ちであったか、情報をお持ちであったか、その分かれば件数、概略、内容、発表していただければと思います。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

山口議員のご質問にお答えをいたします。

過疎地域の発展計画なんですけど、パブリックコメント、7月1日から7月22日に募集をさせていただきました。全部で6件ございました。1件が環境対策について、あと4件につきましては地域交通、そして防犯の関係が4件ございました。そして、最後になりますけれども、移住関係が1件ですか、全部で6件ということで、あくまでも要望ということで計画の中には入らないんですが、施策の中でそういう部分を検討して、盛り込めるものについては盛り込んでいければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） はい、ありがとうございました。

村民の皆さんの大切な意見です。ぜひとも取り入れていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） まず、職員の手づくりによる78ページにわたる高山村過疎地域持続的発展計画の前期4年間の計画が短期間に作成され、パブリックコメントも経て議会へ提出をされました。

既存する他の計画、多くの計画との整合性を持たせながら、本計画の作成に当たったとの説明を受けました。

質問でありますけれども、31ページ、交通施設の整備、交通手段の確保になります。道路関係についてになります。

現状と問題点並びにその対策、計画の中で、幹線道路の整備改良が記載されていますが、もっと細部にわたる生活道路の拡幅、改良への視点はどうなっているのか、説明をいただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 建設課長。

建設課長（飯塚優一郎君） ただいま林議員から幹線道路以外のその他の道路の改良の計画等についてご質問がありました。

現時点で具体的な道路改良、拡幅工事の計画はありませんので、当面、橋梁の長寿命化計画に基づく橋梁の補修事業と舗装の長寿化計画、これによる舗装の補修事業をメインに本計画に記載させていただいております。

計画に記載されていない路線の事業につきましては、過疎債の対象になりませんが、新たに発生した計画事業、改良計画等が発生した場合は、計画の変更によって対応することも可能でありますので、そちらの変更計画ということで対応をさせていただきます。

ただし、過疎債の事業の採択の要件の中に、集落と集落、集落と公共施設を結ぶ路線という制限がございます。こちらの新設・改築・修繕事業が該当だということになりますので、現在、私どもが考えていますその路線の定義というのが、ほぼ1・2級路線、それとあと交通量の多い頻繁に交通量がある路線ということで、路線のほうを選定させていただいておりますので、その新しい改良計画が発生したときに、過疎債が使えるかどうかというような検討をさせていただいて、計画のほうに盛り込んで事業を行うというようなことになると思われます。

以上です。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 火災や救急等の緊急車両、今後さらに利用が増してくるであろうと思われる宅配車両等の利便性も図る必要があるというふうに考えます。こうした通行困難解消へのほうへ目を向けて過疎化の進行に歯止めをかける対策もすべきではないかというふうに考えます。

高齢化や独居世帯の増加が見込まれるわけで、こうした通行困難な状況が改善されないと、前向きな次世代の跡継ぎも厳しい考えになってしまう、こんな状況に拍車をかけてしまっております。

事業執行に当たりましては、ぜひともこの辺りに明るい日差しが差し込むような検討をいただきたいというふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第2号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、9月5日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月5日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

8番、奈良議員。

8番（奈良哲男君） 新たに農業振興整備促進協議会というのがこの中に加わりまして、それと産業医の先生がこの中に加わりました。農業振興地域整備促進協議会委員という方が何名くらい予定されているのでしょうか。そして、どんな内容の協議会の内容、どんな内容なのか、それを教えていただきたいと思います。

それと、産業医の先生、荻原先生と伺いましたが、どんな形といたしますか、どんな方法でメンタルチェックをされていくのか、それも伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員からのご質問にお答えします。

まず、高山村農業振興地域整備促進協議会の委員構成になりますが、議会より農林建設常任委員長、農業委員会より農業委員会長を含みました農業委員7名、そして、吾妻農協理事と吾妻森林組合理事の計10名となります。

そして、こちらの内容になりますが、今まで農業振興地域の整備に関する法律、こちら略して農振法の規定により、5年ごとに実施しております基礎調査の結果に基づき、農用地区域からの除外、いわゆる農振除外をしておりましたが、今年度から村の裁量により農振除外ができる環境に整備するため、今回の農業振興地域整備促進協議会という組織を立ち上げ、農振除外の申出書が出てきましたら受付後、農振除外の対象となる5要件を全て満たしているかどうかを事前確認の上、5要件全て満たしていれば農業振興地域整備促進協議会を開催し審査を行い、その後、県農業事務所へ事前相談の上、縦覧30日、異議申立て期間15日の計45日を経過後、県知事の同意を受け、村で告示を行い、ようやく農振除外となる流れとなります。

今年度につきましては、10月広報や村のホームページ等に農振除外の受付期間につきまして周知をさせていただき、10月末で受付を終了し、協議会を開催したいと考えております。それ以降につきましては、2月、3月の受付を基本とし、農振法の考え方に従い、年1回の農振除外の変更を基準にしたいと考えております。

以上になりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 引き続きまして、総務課関係のところにしてお答えをさせていただきたいと思います。

メンタルヘルスケアの方法ということでございます。

今年度からストレスチェックとして実施をしてみたいと今準備をしているところでございます。ストレスチェックの方法なんですが、ストレスチェックとして項目57項目の調査を行います。それぞれの質問について4段階で回答をしていただきます。これを集計、分析してストレス度を出し、本人へ通知を行います。

これと同様の通知が産業医にも送付をされます。そこで医師による面談が必要かどうか、職場の環境改善は必要かどうか、これを産業医の方に判定をしていただくということになります。

面談を申し出た者、あるいは面談が必要と判定された者には、医師による面談を受けるよう、こちらから促すこととなりますけれども、調査、面談とも、これには強制力が伴っておりません。最終的には本人次第というところにはなってしまうというものでございます。これを年に一度、再任用職員、会計年度任用職員を含む全職員を対象として実施してみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 5年に1回の審査が、毎年、今度は開かれるということで、農振法のところから解除したいというような希望がある方には大変便利になるのかなと、そんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

そして、メンタルヘルスケアの、これ心の健康は本当に今後重要な課題と考えています。計画的・継続的に職場の活性化につなげていただきたいと、そんなふうに思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月5日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） この議案なんですが、職員の育児休業、産後のパパ育休とお聞きしました。これに対して詳しい説明をお願いしたいと思います。

そして、この間の、もし休業を取れた場合、この間の給与とかそういうことはどんな形になるのでしょうか、それも併せてお願いしたいと思います。

もう一つ、すみません。この、あれが適用されるのは職員といいいますか、正職員だけなんでしょうか、よろしくをお願いします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） お答えします。

最初に、産後パパ育休ということについてでございますけれども、女性が出産する場合は、産前6週、産後8週の特別休暇が認められております。この産後8週間に当たる部分で男性が取得する育児休暇、これを産後パパ育休と位置づけまして、男性の子育て参加を促す制度となっております。

産後パパ育休期間に限らず育児休業期間は全て無給となります。子が1歳に達するまでの間は、標準報酬月額額の22分の1、日額に相当する額になるかと思っておりますけれども、その日額に180日間は67%、それ以降は50%を乗じた額が、育児休業手当金として共済組合からは支払われるということになってきます。役場からは無給になりますが、共済組合、保険のほうですかね、そちらからそういった額が手当金として支払われる制度となっております。

また、育児休業をすることができる職員でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、職員のうち臨時的に任用される職員、そのほか任用の状況がこ

れらに類似する職員として条例で定める職員を除くとされておりまして、こちらの条例第2条第1号及び第2号で育児休業の代替職員、それから再任用職員、これについては育児休業をすることができない職員として定められております。

ちょっと分かりづらいんですが、今回の改正にもあるんですけども第2条第3号では、非常勤職員のうち、育児休業をすることができない職員の例外を定めてございます。言い換えると、育児休業をすることができる非常勤職員ということになるかと思えます。これが育児休業期間の末日までに任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者で、かつ週3日以上、または年間121日以上勤務日数がある非常勤職員は育児休業ができるということになってございます。

それともう一つ、既に育児休業をしている者で養育の事情により1歳6か月まで育児休業をすることを認められた者が引き続いて育児休業をする場合や、任期の末日を育児休業期間の末日としている者が引き続き採用され、育児休業をしようとする非常勤職員も育児休業をすることができるということになります。

非常に大変分かりづらいんですけども、基本的には職員と一定の条件を満たした非常勤とは言っていますが、会計年度任用職員については育児休業をすることができるということになります。よろしくをお願いします。

議長（林 昌枝君） 8番、奈良議員。

8番（奈良哲男君） 今、説明を聞いても一遍には分からなかったんですが。

大変、子育てに関して、高山村、一生懸命子育てに応援をしているわけなんですけど、こういうことがきちっとできると子育てしやすい環境という、大変重要な課題だと考えています。今後もこういうことがしっかり、休んでもいいということがしっかりされれば、本当に職員も安心して仕事ができるのかなと、そんなふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

11時5分から再開しますので、よろしく願います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

議長（林 昌枝君） 再開します。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第5号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月5日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第6号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は9月5日に上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号～議案第12号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第7号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第12号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの6議案を議題とします。

本件は9月5日に一括上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に議案第7号について質疑を行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など質問箇所を明示してから願います。

1 番、後藤議員。

1 番（後藤明宏君） 議案書の補正予算11ページですね、2 款 1 項 5 目たかやまサテライトオフィス（仮称）整備事業について。たかやまサテライトオフィス整備事業にて、当初予算5,042万6,000円、推進事業費150万円でしたが、補正の計上がありませんが、この事業の進捗状況についてお聞きいたします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

サテライトオフィスの整備事業ということで予算を当初取らせていただきました。その関係で、今回につきましては財源変更のみということでご了解をいただければと思います。

進捗状況なんですけど、令和3年度の当初予算のときに事業費の圧縮をご指摘いただきました。その関係でうちのほうでも事業費の圧縮に向かって、事業内容、そういう部分を細部に今調整段階で、細部にわたって、今、調整をしている段階でございます。事業費のほうをだんだん圧縮はしているんですけど、ある程度、事業費が固まった時点で補正予算のほうで減額補正ということで上げさせていただければと思います。今の関係だと、天井、そして防音テレホンルームとか、間仕切りの関係について縮小する方向で検討をさせていただいております。

以上となります。

議長（林 昌枝君） 1 番、後藤議員。

1 番（後藤明宏君） 圧縮するということは進んでいるということですので理解いたしました。今後もその進捗状況をできれば随時知らせていただければと思います。

次に、12ページなんですけれども、2 款 2 項 2 目航空写真撮影事業、GISシステム利活用、その中に感染症対策というものがありますけれども、これのちょっと説明をお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 本間さん、お願いしたいと思います。

会計課長。

会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金、このGISシステム利活用事業といたしまして、これが国のコロナ対策の10割補助の事業になります。この事業で目的といたしまして、この地図システム、全庁で行政手続の効率化と人と

の接触回避を図るため地図のデジタル化を行う。高山村につきましては航空写真の撮影を更新いたしまして最新のものにすることにより、人との接触を減らす、これが新型コロナ対策の交付金の該当となるということで今回認められましたので、急遽、補正予算のほうで対応させていただきました。

具体的に業務でいいますと、固定資産税の業務、あと林業、農業、地籍調査、水道、道路管理、防災、そして全職員が参照できます地図システム、GISシステムで、全てにこの航空写真が活用できますので、効果が高いものと思われま

以上でございます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） ページ数で言いますと、13、14にまたがると思いますが、4款1項2目感染症予防費について伺います。

村では大分、感染症予防対策、大分ご苦労……感謝しているところなんでございますが、新型コロナの高山村の現況状況と、またこれまでに感染した人数を教えてくださいがたいと思います。また、国庫補助金の返還金が多額と思えるので、その内容もお願いいたします。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 平形眞喜夫議員の質疑にお答えします。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、令和3年5月から開始して1年5か月が過ぎようとしております。高山村では集団接種を当初いぶき会館で始め、現在の4回目接種については保健福祉センターで実施し、9月13日に終了しています。

また、個別接種については中山診療所にお世話になり、今月いっぱいをめどに終了する予定です。また、医療機関へ勤めている方などは村外の医療機関で接種を受けた方もいらっしゃいます。接種は、年齢や基礎疾患の状況、また医療従事者などにより対象者が変わるので正確な接種率とは言えませんが、概算でご報告させていただきます。

1回目が3,161人で92.9%、2回目が3,129人で92%、3回目が2,714人で83.7%でした。4回目は基本的には60歳以上が対象となりますが、60歳以上の接種者は1,303人で83.5%です。また、60歳以下は基礎疾患のある方や医療従事者が対象となり、その人数を把握できませんので率は申し上げられませんが、接種者数が200人となります。年代別に見ますとやはり若年層の接種率が低い状況にあります。

本村は接種を担当してくれた中山診療所や原町赤十字病院の医師や看護師の方々、また会場で働いてくれたスタッフの方々のご協力により順調に接種が進められたと思っています。また、今後はオミクロン株対応のワクチンの接種を来月から始めなければなりませんので、引き続き皆様のご協力をお願いします。

次に、新型コロナウイルスの感染状況についてなんですが、新型コロナウイルスの感染者につきましては、本人の同意を得なければ町村名等を公式に発表することができません。したがって、感染者数についてはお答えできませんが、少なからず本村においても感染者の方々はいらっしゃいます。特に、保育所やこども園などで感染すると、それが家庭内感染につながり、さらに感染した保護者等が勤務先で感染させてしまったというケースなどもあったようです。また、高齢者施設においても感染者が発生した例があり、介護が必要な施設などで発生すると、職員と利用者間で感染が続き、なかなか感染の波が抜け切るまでには時間を要することになります。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症対策本部などから、村民に向けて感染防止対策などを講じていただくよう呼びかけていきたいと思います。

次に、国・県補助金の返還金なんですけれども、国や県の補助金についての返還なんですが、これらの多くは決算書などにも多くあるんですが、民生費や衛生費で多く発生しております。これは、年度当初に補助金の交付申請を概算額で国や県に申請します。その補助事業は当該年度の3月末まで続きますので、当該年度中に正確な実績額が把握できないため、概算額の補助金を当該年度に歳入として受け入れております。そして、翌年度に前年度分の実績を確定してから、それを国や県に報告して、その差額を多ければ返還金として支出し、少なければ精算金として歳入で受け入れるということになります。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山口議員。

6番（山口英司君） 歳入のところなんですが、9ページ、15款2項4目15節の環境衛生費補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、マイナスの990万円、これについて説明をお願いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

山口議員のご質問にお答えをいたします。

二酸化炭素の関係で補助金ですね、990万減額をしております。こちらにつきましては、

財源ということになります。事業の関係なんですが、脱炭素まちづくり事業のほうに充当をさせていただいております。その関係なんですが、村のほうでも地域脱炭素実現に向けて、省エネの最大限導入のための計画づくりということで支援事業を実施しております。その中で、令和4年6月10日に申請をちょっとさせていただいたんですが、その分が不採択と、国のほうが不採択となってしまいました。結局990万円は国のほうから環境省のほうから交付金という形で来る予定だったんですが、村のほうでもどうしてもこの事業については進めたいということで、一般財源の持ち出しということで、今回については財源変更ということでよろしく願いをいたします。

実際、環境省のほうでもその計画の中で応募件数が今回については多かったと。130件あったんですが、全国で14件が採択になりました。村のほうについては不採択ということになってしまったんですが、今後もこの事業、計画づくりについては進めていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 前回の補正のときに配付されました、その調査事業の取組内容についてということで7項目ありましたんですが、この内容等については変わりなくそのまま進行していくということの理解でよろしいのでしょうか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

その7項目なんですが、基礎情報の収集、現状分析、そして、将来の温室効果ガス排出量に関する推計、そして、地域の将来ビジョン、脱炭素のシナリオの作成、そして村民のアンケートですね、そして、省エネの導入目標、あとはロードマップに基づく計画策定、あとは申請業務になります。こちらについては基本的には変わりませんが、多少、今回プロポのほうで実施をさせていただいて、予算が通ればそういう形で順次進めていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 気候変動によると考えられる自然災害により、毎年大きな被害が発生し、高山村も例外ではなくなっています。温暖化の脅威は私たちにとって遠い世界のことでなく現実の問題です。国・県共に2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生エネルギーの普及拡大に取り組んでいます。高山村においても、脱炭素社会の実現に向け、温室

効果ガス排出量ゼロ、災害時の停電ゼロなどを盛り込んだたかやま5つのゼロ宣言を宣言しており、さらなる積極的な取組を望むものです。

以上で終わります。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 14ページお願いいたします。

4款1項5目環境衛生費になります。

高山村地域脱炭素移行実現に向けた計画策定支援業務委託についてお伺いをいたします。

この件につきましては、8月10日付で村のホームページで公募型プロポーザルについてということで告示がなされました。8月12日の議会全員協議会で計画していた事業には不採択だが、継続して取り組んでいきたいとして、村単独で計画を進めていきたいという説明がありました。

そして、9月5日付で990万円の財源変更の議案が提出され、今、この議会で審議されているところであります。その最中、執行部では9月12日に審査会を開催し、翌13日付で村のホームページに最優秀提案者である業者名が公表をされました。本事業の予算づけは本年第2回定例会に補正予算として国庫補助金990万円を含む総額1,385万4,000円が計上され議決されました。現時点では、まだ財源確保の予算補正は審議中であります。この手続は問題ないのか、説明をお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

林議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど、林議員のほうから脱炭素に向けた、実際、公表をしたのが9月13日だったと思います。村のほうでも9月12日に公募型のプロポーザルということでプロポを実施させていただきました。その関係で、実際、最優秀の業者が決まりましたので公表をさせていただきました。

実際、今回につきましては募集したことにとどまり、あくまでも支援業務については、その募集の中に条件として補正予算が議決されなかった場合については、この契約については契約できないということで募集事項にうたっております。あくまでも今回につきましては、公表をさせていただいたということでご理解をいただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） ただいまの説明の中で条件付で補正予算が駄目だったら契約できないということだそうでありますけれども、その内容は私どもは知るところではありません。

事業への取組・必要性は十分理解をいたします。今回の事業に反対するものではありません。してみれば、事業発注のフレーミングではないのかということが、私の思うところでありまして。既に財源確保はされているのかというような取組だったのではないのかということから、今回の質問を行いました。この条件付ということで、それが認められるものであれば、それは行政上のことですから、やむを得ないというふうに判断いたします。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

次に、議案第8号から議案第12号までの5議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号から議案第12号までの6議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第7号、令和4年度高山村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第13号 村道判形線（田尻橋工区）橋梁補修工事の変更請負契約についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第13号 村道判形線（田尻橋工区）橋梁補修工事の変更請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和3年第3回高山村議会定例会におきまして、議決をいただきました議案第7号 村道判形線（田尻橋工区）橋梁補修工事の契約金額を変更したいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更の理由といたしまして、橋梁上部工のコンクリートの耐久性を高めるため、表面含侵工を前倒しして追加し施工したいものとなります。これにより、契約金額を671万円増額し、7,326万円に変更したいというものでございます。また、工事の追加により工期を1か月延長し、令和4年11月30日としたいものでございます。

以上、慎重審議の上、可決下さいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。
議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 村道判形線（田尻橋工区）橋梁補修工事の変更請負契約についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第14号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び日程17、議案第15号 令和4年度高山村一般会計補正予算

(第4号)の2議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長(後藤幸三君) 議案第14号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議案第15号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第4号)について、一括して説明申し上げます。

2050年に向けた、たかやま5つのゼロ宣言を具現化するため、地域脱炭素移行実現に向けた計画を策定し、2030年までの再エネ導入目標を定めたいと考えております。計画の策定に当たり、実態に即した実現可能な計画とするため、高山村カーボンニュートラル推進協議会を設置することといたしました。

協議会では、再エネ導入目標の立案に加え、公共施設、公共交通、地域活性化、環境対策など幅広く検討していきたいと考えております。委員には、産官学、それぞれの分野からお願いし、連携を図り、様々な角度から検討いたしたいと考えております。委員数は職員を含め15名ほどとなります。5回ほどの開催を予定しておりますが、併せて、さらにきめ細かな調査や幅広く意見を求めるため、必要に応じた分科会の開催も予定しております。

議案第14号では協議会委員等の報酬を、議案第15号では報酬額の予算計上をするものでございます。

原案のとおり可決下さいますようお願い申し上げます。

議長(林 昌枝君) これから、議案第14号及議案第15号の2議案について一括質疑を行います。

〔発言する者なし〕

議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号及び議案第15号の2議案について一括討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び日程17、議案第15号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第4号)の2議案を一括して採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号及び議案第15号は原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第18、認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第25、認定第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案を議題とします。

本件は9月5日に一括上程され議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に認定第1号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

それでは、1款及び2款について質疑を行います。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） そうしましたら、13ページ、2款1項ですね、たかやま未来センターさとのわの件で、数字ではないんですけども。

あのさとのわができてオープンしたわけでございます。前回の定例会のときに監査決算審査意見書の中で結びのところに書いてございましたが、約8億円の巨額を投じて、たかやま未来センターさとのわが完成し、多くの村民が注目しているわけです。本施設の所期の目標達成に向けて、早期の経営安定を望むところでございますという意見がございまして、この所期に関してどの程度の目標をもって進めていくのかをちょっとお尋ねできればと思いました。例えば、入場総数を幾らぐらい目標設定しているとか、そういう具体的なことでも結構です。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 後藤議員のご質問なんですけど、今ちょっと手元に資料がありませんので後刻報告でよろしいでしょうか。所期の目標ということで、はい、すみません、お願いいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） はい、分かりました。ぜひそういったものを目標に従業員の方に頑張っていたくためにも明確な回答があればよろしいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 成果報告書11ページ、決算書で60ページになります。

2款1項4目財産管理費、公共施設等総合管理計画策定事業についてお伺いいたします。

決算額は108万9,000円で当初予算どおりであります。村内46施設について、平成28年度に策定した本計画を改定し、改定した費用であるということの説明がありました。

高山村はたまたま改定後に過疎地域の指定となることとなりましたけれども、この改定作業の位置づけと申しますか、令和4年度以降において村の行政執行に対する影響はどういうものなのか、説明をいただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） お答えします。

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政事情が続く中、高度成長期に整備された公共施設の老朽化対策に対応するため、内閣官房庁会議において、インフラ長寿命化基本計画が取りまとめられ、市町村に対する公共施設等総合管理計画の策定要請を受けて、林議員おっしゃるとおり平成28年度、平成29年3月に策定をいたしました。

その後、令和2年度にインフラ長寿命化基本計画が見直されたことに伴い、令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しが要請をされました。計画があることによりまして、有利な財源確保の選択肢が増えるということにもつながりますし、令和3年度中に改定を行った場合には、特別交付税措置がなされるということもありまして、改定を行ったものでございます。財政事情や情勢の変化などに対応するため、この計画は5年ごとに見直すこととしております。

今後はこの管理計画の方針にのっとり、村有施設の管理を行っていくこととなります。議員おっしゃるとおり、改定後に過疎地域として指定されましたので、事業によっては過疎債の利用も考えられるのではないかと考えております。より有利な財源を見極めながら財政執行をしてみたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） ただいまの説明で理解をいたしたいと思います。

引き続きまして、成果報告書14ページ、決算書62ページとなります。

2款1項5目企画費、特産品共同開発事業について質問いたします。

決算額が6,000円であります。当初計上額は17万6,000円でありました。内容を見ますと、高山きゅうりレシピ作成の食材費がほとんどであります。高山村にはお土産にするお菓子の様なものを含めて、なかなかこれといった特産品開発に本格的投資をしないように見受けられております。けれども、特産品の開発に向けて、この取組に対する考え方はいかがなものかということでお伺いをいたします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

特産品の共同開発事業の関係なのですが、以前、村のほうでも利根実と連携しながらピーツについて特産品の何か商品できないかとか、ピーツそばについて検討させていただいた経緯もあるようでございます。実際、今、村のほうでは特産品というのがあまりないというのが現状でございますが、ベジフルグループさんのほうについても高山きゅうりの試作を試みたりという形もしております。今後、さとのわがオープンになりましたので、その中でフードファクトリーがございます。その中で農家さん、そしてベジフルグループさんとともに連携を取りながら、村の農産物の中で特産品を開発したり商品開発をしたり。まして、手軽なお土産等も含めて、今後十分に林議員のおっしゃるとおり、検討を進めていければと思います。ただ、特産品はなかなか簡単にはできませんので、有識者の意見も聞きながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 今回さとのわのオープンということで、フードファクトリーの利用をする中で、ベジフルグループでしたか、この協力をいただきながらということでもありますけれども。この特産品というのは、その土地に行って、あの土地に行くにあれだなという求めるものがやっぱり欲しいわけで、これが村の代表ですよというお土産にもできるというようなことが今後開発できればありがたいというふうに思っています。もう、これはかねてから思っていることなんですけれども、ぜひ村としてもそういった方向をよく考えて、これから取り組んでいただけるとありがたいというふうに思っています。ぜひ、高山村の特産だということで自信を持ってPRできるものの開発に取り組んでほしいというふうに思っております。これには公費の投入も差し支えないというふうに私は判断をしております。

次に、成果報告書24ページ、決算書70ページになります。

2款1項8目電子計算費であります。

統合型GIS推進事業についてですが、決算額121万4,000円で、内容はシステム経費となっています。地理情報を職員の利便に供しているものと判断いたしますけれども、住民が役場窓口に来て、その場で航空写真で地図情報を見ると分かりやすいという利点はよいというふうに思っております。

しかしながら、結果として職員が現場へ足を向けて、その現場での生の説明を聞いて処理をしていくような基本的なことが希薄になりがちではないかというふうに思っております。

このシステムの活用について、詳しい説明をいただきたいわけですがけれども、先ほど補正予算の中で、コロナ対策の一連でというような説明がありました。それはそれとして、私がここで言うのは、全体の活用の中で、もっと地域に目を向けてほしいという考えの下から質問をしております。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） お答えします。

統合型GISとは先ほどもありましたが地図データのうち、複数の課で使用するデータ、例えば管内図、地籍図、道路台帳、航空写真などを各課で共用していく庁内横断的なシステムで、データの重複整備を防ぎ、各課の情報交換を迅速に行政の効率化と住民サービスの向上を図ることを目的に令和元年度に整備をいたしました。まだまだデータ整備の途中ではありますが、ここにさらに様々な地図情報、例えば防火水槽であるとか、消火栓の位置であるとか、要介護者の情報なども載せていければ、さらに有効な活用方法があるのではないかと考えております。また、現在の利用方法ですが、現在は現地に向かう前の情報確認として活用する場面が多いのではないかと認識をしております。確認後は現場に赴いて、必要に応じて地権者や近隣の方などに直接お話を伺って処理していかなければならないということは変わらないと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

2番、佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） 成果書の13ページでございますが、決算書は60ページ。

2款1項5目、村の中心地づくり事業の中で、事業参画スタッフという謝礼が払われているんですけれども、このメンバーはどのような方が何人ぐらいで構成しているのか教えていただければと思います。

それと同じく、講師謝礼の中に人材育成支援に係る講師謝礼というのは支払われております。これについては支援対象者がどのような方か、どのような内容の支援を行うのか、その辺が分かれば教えていただきたいと思っております。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

中心地づくりの中で、一番最初の事業運営の参画のスタッフという形だったんですが、構成員、中心づくりということで大体15人、職員も入れて15名程度、その中で専門員の方が1人、あとは地域の担い手の方、若い方ですね、農家さんとか、あとは地域コーディネーターの方と、あと地域おこし、あと起業人がいますから起業人の若い方、あと振興公社ということで、全部で15人ぐらいのメンバーになります。その中で謝礼の対象になるのが10人程度ということになります。

2つ目の関係なんです、人材育成の支援に係る講師ということで、昨年につきましては、加工衛生指導ということで10月、11月にちょっと加工の指導でヨシモトポールさんをお願いをして指導をいただきました。その関係の経費と、あと今回ピザのほうを1階カフェのほうで出しております。その関係の技術支援ということで講師の方に来ていただいて支払っております。

その2点については以上でございます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） そうしましたら、成果説明書の17ページ、2款1項5目、その下のこの項目が移住定住促進事業と、その下にお試し住宅運営事業と2項目あるわけですが、その中で年間移住者が移住定住促進事業のほうでは9名、そのうちの山中さんという方が100万円をいただいたと。下のお試し住宅運営事業の中では延べ7名がおりまして、うち移住実績が2名と書いてございます。これらを合わせると11名の移住者が令和3年度にはいたという理解でよろしいのかと。あと、この11名の中で山中さんが100万円の該当をするだけだったのか、その辺の内容についてお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

移住定住ということで、年間の移住者は9名、全員で9名ということになります。その中

で山中さんが該当になった移住支援金の関係なんですが、今回についてはお一人だけということになります。

その条件なんですが、住所を移す場合に10年間の間に5年間、東京都23区、あとは東京、千葉、神奈川ですか、そちらのほうに居住をされていまして、あくまでも23区に通勤していた方が支援の対象になります。そうしますと、高山ってなかなかそういう方がいらっしゃらなかった。今回、山中さんという方が該当になったと思います。実際その中で村に来て、ただ働くんじゃなくて、村のほうで起業をしたり、例えば出向もしくは会社のほうで異動になった分は除いて、あくまでも自分でこちらのほうに移住をして就職をしたとか、あと村のほうで起業を起こした方が対象になると思います。よろしく願いをいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） では11名という理解でいいわけですか、令和3年度は移住者が。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 年間の移住者は9名ということになりますね。年間移住者は9名。下の利用なんですが、延べ7名というのは、あくまでもお試し住宅を实际使った方が7名で、その中の2人の方が移住をされましたということで9名ということですのでよろしく願いをいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） では、全体で移住した人は9名ということで、この2名も9名の中に含んでいるという理解でいいわけですか。分かりました。

議長（林 昌枝君） 暫時休憩といたします。

開始時間は午後1時から始めますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

午前中の本会議における後藤肇議員からの質疑に対して保留としていた答弁をしたい旨の申出がありました。これを許可します。

地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

午前中に後藤議員からご質問を受けました、後刻報告をするということで、この場を借りて報告をさせていただきます。

質問の内容ですが、さとのわの所期の目標を明確に回答してくださいということだったんですが。

最初、さとのわ、仮称だったんですが観光交流館のコンセプトとして、村全体という中の中心地のコンセプトが、一人一人が次世代を思い100年先も住みたい持続可能な村にというのが中心地のコンセプトであります。その中で当初、観光交流館のコンセプト、今はさとのわのコンセプトになっておりますが、たからのやまたかやまということで3つの柱がございます。

1つとして、日々の暮らしの質的な向上、2番として地域の未来を描く新たな産業の創出、そして3番目に、村外の人たちとの良好な関係づくりということになっております。

その中で内容なんですが、1番の日々の暮らしの質的な向上として、村の3世代が集う日々のくつろぎの場、カフェコーナーとかを整備して、村民の方の居場所づくりとして活用をする。また、地域の活動の拠点として多目的に活動をする。そういう形で整備ということで、カフェコーナー、レンタルキッチン、コミュニティースペース、こちらについては中2階の階段スペースになるかと思えます。整備をさせていただきました。

2番として、地域の未来を描く新たな産業の創出、これは農業の6次産業化の推進、またあと村内での雇用や起業の機会を提供するというところでうたっております。整備的なものについては1階のフードファクトリー、マルシェ、あとワーキングスペース、2階のワーキングスペースですね、その中で村民の方とかワークショップができるようなスペースも作っております。

3番として、村外の人たちとの良好な関係づくりということで、村外の人を村の支援者に育成。観光から交流を通じて、関係人口をつくっていかうと。実際の整備の方針としては、移住とか起業とか就農ですね。相談できるような形にしましょうと。実際、その中で移住につきましては移住コーディネーターの方が実際、今、作業、その場で移住相談を受けたりしております。就農については、企業人でありますアグリメディアさんのほうで常駐みたいな形で、実際相談を受けております。その中でハード的なものについては、所期の目標については達成できたのかなと思っています。ただ、ソフト面、これを実際どうやってやっていくのか。村民の方がいっぱい来ていただいて、村外の人からも人々が来ていただいて関係人口

をつくって、それから、ある程度、活気がある村づくりというのは、これからの問題だと思います。地域づくりの中で、その中は地域おこし起業人、そして村の執行部もそうなんですが、議員さんもお手伝いをいただきながら、農家さんを巻き込みながら、全体にソフト面で充実したさとのわを中心とした村づくりをしていければと思っています。

以上となります。よろしく願いをいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 回答ありがとうございます。

今の説明の中で各項目3項目あったわけで、その中を確実にやはりやって、1か月または2か月で、1か月、2か月ですと結果が出るわけではなく、また3か月、6か月、1年という中で、やっぱりトータルしてみてその成果がどうだったかというのを見極めて、やはりそれにある程度目標に達成していかなければ、変更というのも考えていかなければいけないと思うんですね。ただ、その面にはやっぱり人が重要で、人数をかなり入っていただかないことには、所期の目標も達成していかないと思うので、るるその辺を随時検討して、あと結果論でやってみて入れればよかったねということになるかもしれないですけども、入ってよかったプラス目的が達成したというような方式でぜひ、やっていく人は大変かなと思いますけれども、我々も協力していきますので、ぜひそういうことを願いながら様子を見守るしかないのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 何ページというよりは、観光、さとのわの今後の運営という形で質問させてもらってよろしいでしょうか。

さとのわが先日オープンをいたしました。そして、私は12月の議会に質問をさせていただきまして、村長の答弁で地元農家さんとの連携として、ペースト等、枝豆等を活用してメニュー開発を進めてまいりたい、将来には村内の農家さんたちが組合等を設立して、観光交流館の加工場において、あらゆる農産物等の加工を行っていただき、村内に起業してくださることを目的として運営していきたいと考えておりますという答弁をいただいております。

セレモニーの後、私もう一度さとのわに行きまして、スタッフとかいろんな人たちに利用をするあれを全部聞いてきたんですが、2階の大広間の、大広間というんですか、左側のスペースは自由に使っていいスペースだと。そして、厨房は小さい厨房があるんですが、そこは使用するのに1回幾らという形でお金がかかると。下の農産物の加工場は、全て農家は自

由に出入りする場所じゃないという説明を受けました。こういう生産者の人たちがみんなで組合をつくって、何か試作品をあそこを借りて作ろうかとかやろうかとかそういうことを考えたときに、どのような形で使えるのか、ちょっと、課長お願いします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

小林議員のご質問にお答えをいたします。

実際、村長が12月の定例会において答弁されたとおりになると思います。ただ、実際、今、現状の関係を申し上げますと、2階のワーキングスペースについては貸切り状態であればちょっと料金を頂こうという部分はあるんですが、例えば自由に1人で来たり、予約がなくて来てもらっても、お金を支払うんじゃないくて自由に座っていただいでくつろいでいただくスペースもあるので、それは十分問題ないかと思ひます。

ただ、農家さんが集まって、下の加工場は利用できないじゃないかというお話なんです、例えば農家さんの、何グループかあると思うんですよね。その方たちが、例えば2階のワーキングスペースを貸し切ってシェアキッチンで作ったり、いろいろなものを試作しても私はいいと思うんです。その中で、例えば将来的になんですが、加工場については加工の技術、そして、衛生管理もちょっとハードルが高いので、例えば農家さんが自由に入出入りをして、例えば自分で使うものだったらいいと思うんですが、実際、外に売り出すという形になると、販路を多分多目的に広げると思うんですけれども、そのときに例えば衛生管理がしっかりしていないといけないという部分もあります。例えば農家さんがみんな集まって組合をつくっていただいで、将来的にその加工の技術とか、衛生指導をちゃんとクリアした段階で皆さんが使ってもらうのは全然構わないと思うんです。村としても、将来的にはそういう形を目指したいという部分もありますので、今現状は農家さんから、村のほうから加工を受けて、そういう形もできるような形になっていますので、今現状的なものをいいますと、2階のカフェの原材料、ジェラートを今作っているんですが、トウモロコシとかイチゴとか、あとブルーベリーですか、それも下で加工しましてペースト状にして、それを2階のほうでジェラートとして売っております。今現状はそういう形なんです、将来的には農家さんたちが本当に自分たちで組合を立ち上げていただいで、その加工場が本当に機能ができるような形になればベストなのかなという形で考えております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 加工場を使うときというのは、もう販売を目的として生産をするときにしか使えないということなんですね。そういう理解でいいですかね。販売を目的としなければ、別にこれ衛生上のあれというのは別に関係ないわけですからね。

それと、私、枝豆農家を過去に何軒か話をしたことがあるんですが、枝豆をこういう形でやるからという話なんです、枝豆を使ってこういうペーストを作りますよと、何か話来てますかと聞いたら、いや全然来てない。そういう人たちがおったんですね。それで、今もう実際に動いているんですよ、枝豆、ペースト。これ枝豆、どこから仕入れしているわけですか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 枝豆なんです、村の農家さんからB級品、出荷できないものの部分をコンテナ1つ、大体15キロぐらい入っているんですが、それを1,000円ぐらいで買い取って加工をしております。ただ、村全員がそこまで知っているかというのはちょっと微妙なところなんです、なるべくそういう方、皆さん使えるような形になって、本当に使えない、出荷できないものについては村のほうでなるべく買い取って、今度は振興公社のほうになるんですが、なるべく加工のほうに重点を置ければと思います。ただ、全員に確かに枝豆も使えないというか出荷できないものがあればということはお声をかけているんですが、知らない方もいらっしゃると思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） そういう、この枝豆だけじゃないと思うんですよ、あそこで加工するあれは。そうすると、その枝豆以外を作っている、トウモロコシとかそういう人たちにも公平に全体に声をかけて、自分はそこへ出せないよという人はしょうがない。じゃ、あれを協力して出させてもらいますよという人から全体に平均に声をかけるべきだと私は思うんですね。声も何もかかってないと。やっぱりね、何だ俺たちは無視かという、そういう取られ方をしかねられないですから、公平に通知をしたほうがいいんじゃないかという気持ちは私がありました。ただ、まだこのさとのわ、まだこの間オープンしたばかりですから、あにしる、こうにしるなんていうことは、まだまだこれから手探り状態だと思います。

ただ、過去にも、議員の皆さんからこのさとのわについて随分と質問は営業方針についての質問があったと思います。そして、そのときの村長や担当課長の答弁、このように、その答弁を信用して、私は反対をしてまいりましたけれども、ほかの議員さんがみんな賛成して

きたのはそのようにやってくれるんだと信用して賛成してきたことだと私は思っております。どうか、そういう、今、課長が答弁をしてくれたこと、また村民の人たち、起業を起こすことを後押しをしてくれるような起業に、約束を守ってもらいたい。どうか、まだまだ始まったばかりですから、結果をどうのこうのということはいりません。どうぞ長い目でそういう高山村が元気になるような、さとのわを中心に元気になるような形を約束を守っていただければと考えております。ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） ちょっと、ページ数は分からないんですが、今、その件で小林議員が質問したのをちょっと関連質問でちょっと……。

関連質問でさとのわのオープンのときに議長が挨拶にもありましたが、村の基幹産業である農業の活性化及び推進をするために、枝豆、サツマイモ、トウモロコシ等をペーストにして全国展開に向けるといった説明を受けました。市場調査や営業の進捗状況はどうなっているんですか、ちょっとお聞かせください。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

平形議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど、市場調査の関係なんですが、実際、今、枝豆、トウモロコシについては加工場でペーストに加工をして、1階のカフェに置いて、ジェラートとかピザの材料として提供しております。

今後になるかと思うんですが、ペースト状にしたものを市場価値の必要性等から見て、市場調査を踏まえて、振興公社も含めながら相談しながら営業努力を進めたいと思います。

実際、今、手探りの段階で、今、加工場で作ったものを2階でジェラートの原材料、ピザの材料として使っていますが、今後、市場調査をしながら、ペースト状のものがどういう価値があるか、そういう部分も市場調査をしっかりとした上で、振興公社と協力をしながら進めていきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） しっかり、当然、皆さんが関心を持っていて、及び、もう鳴り物入りで造ったわけですから、ぜひ失敗をしないようによろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、3款及び4款についての質疑を行います。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 各課にまたがっているいろいろあると思うんですけれども、高山村にて子供を出産し成人するまで手厚い補助がなされていますが、各課の補助事業、その補助額を教えてくださいたいと思います。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 子育てに対しましては村で様々な子育て支援を行っております。ほとんどの課にまたがっていると思われるので、総務課のほう、私のほうからお答えをさせていただきますたいと思います。

おおむね扶養している者への現金給付、逆に費用負担を求めないもの、その他のものに分類してお答えをしたいと思います。

まず、現金給付、補助金として交付している主なものでございます。出産祝い金、第1子が20万円、第2子が30万円、第3子以降が50万円。それから児童手当、3歳未満が月額1万5,000円、小学校修了前は月額1万円、3子以降は月額1万5,000円、中学校修了前は月額1万円。それから、入学祝い金、小中学校それぞれ入学時に2万円。それから高校生等就学費補助金、こちらは月額5,000円などが挙げられます。

このほか、令和3年度には新型コロナウイルス関連で、子育て世帯等臨時特別支援事業として1人当たり10万円の支給もなされております。

次に、費用負担を求めないものや負担した費用をお支払いするものとしては、乳児おむつ等購入費助成、1歳未満児が月額3,000円になります。福祉医療費、こちらは中学生まで医療費の自己負担分を……。保育所費、それから保育所給食費、こちらについては全額無償となっております。

こども園、小中学校給食費、こちら2割補助に加えまして、消費税増税分や地元食材を使うことによる増額分なども合わせ、実質3割程度の補助がなされております。こちら令和4年度からは全額無償化、全額補助ということで実施をしております。

それから、中学生の海外派遣事業、こちら1人当たり約40万円かかる費用のうち、自己負担として9万円をいただいておりますので、それを除いた額を補助しているということになります。それから、英語検定、漢字検定の補助、こちらは検定料は全額補助をしております。

主立ったもののみを申し上げましたが、このほかにも予防接種や乳幼児の健診、各種障害を有する子供たちや低所得世帯に限った教育支援なども行っております。

次に、その他のものについてですが、これは先ほど申し上げた以外の子供に関わる全ての費用ということになるかと思います。

制度により対象者も額も違いまして、一律的に申し上げることは難しいので、さきに申し上げたものも含め、全体的なところで申し上げたいと思います。

令和3年度決算のうち、主に子供に関わる事業費の額を足しますと、臨時的なコロナ関係を除いて約3億7,400万円となります。これを高校生までの人数417人で割り返しますと89万7,000円余りとなります。高校生の途中で成人を迎えることとなりますけれども、高校生までの年数として18、これを掛けますと1人当たり1,614万6,000円となります。概算的ではございますけれども、高校卒業までの1人当たりの村の支出額の1つの目安になるのではないかと思います。実際には、さらに県費負担教諭の人件費であるとか、そういったものも含まれてまいりますので、もう少し増えた額になるものと思われれます。よろしく願います。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） ありがとうございます。

本年度より給食費の無償化も加わり、県内でも本当に一番というほど補助率は高いことになっております。子供に対して手厚い補助がなされていますが、子育てをする世代にとっては高山村の魅力となりますので、少子化に歯止めがかかることを望みます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、6款及び7款についての質疑を行います。

小林議員。

9番（小林 進君） 成果説明書の6款1項3目6次産業推進事業ということで質問をさせていただきます。

この補助金は生産者から販売までということの説明を受けました。生産をしていない人が農家から買い入れて新しい商品を考え起業を起こそうとしても、この補助金使えないということになります。これ、さとのわの先ほどの質問と関連してしまうんですが、この農産物で起業を起こそうとしている人たちが、この農産物で起業を起こそうとしている大きな目的だと考えていますが、そこでこの補助金の生産という部分を取り除いて、村民とかそういう、

最初の部分を村民というとか、そういうものに変えることはできないのでしょうか。そういうことによって起業を起こす人、これ門戸は広くなると思うんですね。その辺のどこ、どのように考えていらっしゃるかお伺いをします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 小林議員からのご質問にお答えします。

現在の6次産業推進事業補助金交付要綱の規定には、第2条に「6次産業とは農業者又は農業者の組織する団体が生産から加工及び販売等までを一括して行う事業」と規定をされておりますが、第1条の趣旨では「本村の農産物の加工及び流通・販売の一体的並びに地域資源を活用した新たな産業の創出等の6次産業化により、特産品の創出及び本村農業の活性化を図ることを目的として」とうたっており、こちら村単独の事業であり、広く村民の方が活用してもらえよう、補助金交付要綱の改定を検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） ありがとうございます。

先ほど、林議員からも村の特産物の生産というような質問もあったと思います。こういうことが、この門戸を広くしてもらえれば、こういうことも可能になってくるのではないかと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 成果説明書は101ページになります。3段目の二酸化炭素排出抑制対策調査事業ですね。決算書については142ページです。

二酸化炭素排出抑制対策事業調査・計画業務委託料220万円についてなんですが、高山温泉ふれあいプラザが指定避難場所として指定されており、防災拠点としても重点を置く必要があります。停電時でもエネルギー供給が可能となる太陽光や蓄電池等の導入に向けて、防災力の強化と脱炭素化への取組を推進するための調査を実施ということなんですが、実際に調査終了していると思うんですが、その内容等について説明をお願いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

山口議員のご質問にお答えをいたします。

二酸化炭素排出抑制対策調査事業ということで220万、110万については国の補助金が出

るんですが、その分につきまして、昨年ふれあいプラザのほうの調査をさせていただきました。ここ二、三年、ふれあいプラザも約3,000万ぐらいの動力費、燃料含めてかかっています。その分が何とか節約できないかが発展、そういう形で抑制ができればということで調査に入りました。その中で調査をした関係で、大分、設備を入れ替えることも必要なんですが、人的なものについても多少できると。ただ、今現在、その施設の設備を入れ替えないと難しい部分もあります。ただ、どうしてもイニシャルコストがかかってしまって、それについては、今年度、脱炭素づくりの中で検討させていただいて、中心づくりの中に、中心地の中にふれあいプラザもございます。その中でどういう形で燃料費を削っていいのか、もしくは環境を改善してCO₂を排出抑制ができるか、そういう形も検討しながら、調査結果を踏まえて協議をさせていただきます。その中で、また過疎債もこの中で使えれば、それも含めて脱炭素の中で協議をしながら進めていければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 二酸化炭素という観点から考えますと、化石燃料、なるべく少ないほうがいいと思うんですが。いずれにしても費用対効果、この点をよく検討していただきまして、事業を行っていただきたいと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 決算書の122ページ、成果説明書81ページ、月あかね、もう一つりんどうのブランド化推進事業というところで質問をさせていただきます。

月あかねは、最初の頃は群馬県の特別栽培米に取り組んで一応ブランド化を目指していました。最近では本当に一部、無農薬、有機栽培に取り組んでいる方が一部、本当に一部の方だけになってしまいました。そして、りんどうは勢多農林から苗の供給もなくなり、今後、高山の花としてりんどうがあったんですが、今後、どのようにブランド化の推進というのを進めていくのか、お伺いします。それと、その商標登録の更新というのは今後もなされるのでしょうか、お願いします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員からのご質問にお答えします。

月あかねブランド化推進事業では、現在、月あかね生産組合が研究を重ねて作っておりますブランド米、月あかねは、米食味分析鑑定コンクール国際大会で金賞の受賞経験もあるブ

ランド米で、生産されたお米の中でも食味値80点以上の米のみがその名を使うことが許されており、厳選されたお米で、道の駅の直売所やふるさと納税の返礼品として、ふるさとチョイスにも掲載されております。今後は株式会社アグリメディアが進めております就農支援農的的魅力開発支援事業での協賛企業によるサポートによる販路拡大や、ふるさと納税サイトの活用強化などを進めてまいりたいと思っております。

また、りんどうブランド化推進事業では、りんどうの苗を培養するために県立勢多農林高校に植物培養装置インキュベーターを平成24年度に7台、金額で742万4,760円かけて導入し、電気代も全て村負担で支払ってきましたが、機械の耐用年数が過ぎ、故障の頻度が多くなり、また勢多農林高校側で令和3年度から生徒募集の体系が変わり、バイオテクノロジー科がなくなり、植物系というくくりになってしまった関係で、植物バイオ研究部の部員数も少なくなってしまい、令和4年度以降の部員数勧誘に不安視をしていると部活顧問の先生より村側に連絡がありまして、りんどう組合や議会等にも報告の上、令和3年度をもって勢多農林高校におけるりんどう培養事業から手を引くことになってしまいました。インキュベーター装置7台あるうち3台は学校側に学習用として無償譲渡しまして、残り4台については故障をしているため、令和4年度に廃棄処分いたしました。勢多農林高校の苗の供給はなくなりましたが、りんどう組合の生産者のほとんどの方が、長野県の業者より苗を購入しており、りんどうの商標登録につきましては、昨年、令和3年度に更新手数料として9万1,600円を支出しており、こちら10年間有効で、次回の更新は令和13年度までとなっております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） ありがとうございます。

ということは、たかやま1号でしたか2号でしたか、そのりんどうはなくなるということと理解してよろしいですか。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） そのとおりで、あがつま1号につきましては、もう廃止ということになってまいります。

8番（奈良哲男君） はい、分かりました。

お米のほうなんです、食味値もその年によって多少前後しますし、その食味値80というのが、一応、前から決まりにはなっていたことは知っているんですが、80まで届かないようなときも、当然、天候の具合によったりして出てくると思います。そういう場合もきちっと

それを守るのか守らないのか、その辺のところは月あかね生産組合のほうで多分話し合うんだらうと思うんですが。やっぱりブランド化というには、ある程度、一定のものはきちっとされないと、ブランド品とはやっぱり言えないと思うんですね。だから、やっぱりブランド化とは非常に時間と技術も当然、長い時間がかかると思います。やっぱりブランド化するには、それなりに推進するところもしっかり推進していかないと、なかなかブランド品って言えるようなものがない、その辺のところもしっかりと考えていただいて、農産物のブランド化、高山きゅうりのGI登録もそうなんですが、ぜひその辺のところを頑張っていたきたいとそんなふうに思います。

終わります。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 6款1項目の3で82ページですね。新規農業者支援事業は、この前の説明の中で報告は受けてやっておりますよという説明をいただいたんですけども、これ5年間のやっぱり長い事業をどういった形で報告を受けて進めているのか、その辺の内容をちょっとお知らせいただければと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

こちらの新規就農者支援事業になりますが、こちらお二人、令和元年10月から交付開始となりまして、予定では5年間、令和6年9月まで毎年お一人150万円交付となっております。こちらの報告に当たりましては、県の吾妻農業事務所及び農協の方もスタッフに入っております。毎年、年2回、その補助金をもらっている就農者の方から村に報告を上げていただきまして、それを県等に報告をして、報告というか提出をしているような状況でございます。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 年2回報告を上げている、その内容は書面で上げて、やはりやっている内容なんですか。年間こういうものをとか、そういう例を出して、それを村のほうに提出して、その農業の2人が確認して県に送るとか、そういう形で確認しているということですか。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 先ほど言いました報告書を村に上げていただきまして、それが出

てきた段階で、先ほど言いました吾妻農業事務所、農協の方等に、その就農先の現場、作っている畑に行って確認をしまして、その辺の営農指導なりを、特に今回、後藤明宏議員に研修先でいろいろお世話になっているんですが、後藤明宏議員にも出ていただきまして、現場で実地指導をしながら、それで報告書のほうを県に上げているような次第でございます。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 農業をやりながら報告をするということは大変、大変かなと思うんですよね。でも大金の150万円ということを年間頂いているからには、やはりそれなりの見返りをちゃんと報告しなければいけないということで、ぜひこれからも大変でしょうが、そういう150万円もらえる人がほかの県から随時移るような体制づくりも考えていただきながら、ぜひ応援していきたいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 成果説明書83ページ、決算書124ページ、6款1項3目就農支援・農的魅力開発支援事業についてですが、この事業の令和4年度当初予算が1,231万3,000円ですが、アグリメディア社への業務委託料と、その他業務の内容、内訳、それと今後の取組、一般農家との関係と事業計画等をお聞かせください。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問にお答えします。

こちら令和3年度からの新規事業になりますが、東京都に会社があります株式会社アグリメディアと業務委託によりまして、新規就農者支援や遊休農地解消及び道の駅等の周辺施設を活用した農的魅力開発支援業務の計画策定の委託料を令和3年度に266万2,000円をかけて行いました。令和3年度につきましては、現状分析や新規就農者を受け入れるための受入れ先調査、また受入れ体制整備プランの策定、そして遊休農地解消及び道の駅等の周辺施設を活用した農的魅力開発支援業務では、やはりこちらでも現状分析や遊休農地解消及び道の駅等の周辺施設を活用した農的魅力開発事業のゴールイメージを具体化したコンセプトの策定、及び具体的な施策、次年度の行動計画の策定などを行いました。

その計画を基に、令和4年度その実行プランを実行するため、先ほど後藤議員からありました1,231万3,000円をかけた上で、就農支援業務では特設サイトの構築や新規就農者が体験する場ということで、トライアルファームの開設計画、そして、農的魅力開発支援業務で

は農作物の収穫体験イベントなどを行ってまいりました。今後につきましては、協力していただける受入れ農家さんの拡充を目指していきたいと考えております。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） そうしますと、この1,231万3,000円というのは、その委託する、例えば畑とかそういうものの整備とか、そういうのも全部入っているんですか。それとも委託料としてもうアグリメディア社に全てこれが行っているということですか。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） こちら委託事業として、全てアグリメディアのほうに支払っている金額となります。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

2番、佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） 成果書の102ページ、決算書の142ページですか、7款1項3目ふれあいパーク施設管理事業でございますけれども、この委託料が830万3,000円くらいあるんですけれども、実際、この上に実績なんかを見ると、芝刈りとか除草剤散布、肥料の散布なんてあるんですけれども、実際ここでかかっている人件費の割合ってどのくらいで、何人くらいがその人件費の対象になっているか。あと資材費的なものはどのくらいの費用がかかっているのか、その辺の内訳を教えていただければと思っています。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

ふれあいパークの施設管理事業ということで830万3,000円、決算額なんです、その中の内訳なんです、人件費として667万円、職員が2名、パートが2名になります。その他の電力料、燃料含めて68万ですか、あと水道料が10万、あと保険が10万、あと防犯カメラをリースをしていますので34万円、あと消耗品等で30万円ということで内訳になります。ふれあいパークの施設の管理ということで振興公社のほうに業務委託をしております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 2番、佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） 昔は、ふれあいプラザとか、あの周りの草刈りとかは駅長がしたり、ほかの職員がやったりしているんですけれども、最近、あのふれあいパークを委託事業して

からは、ほかの、ふれあいパークの草刈りをしている人以外は、あの周りの草刈りとか全然してないんですけども、その辺の人件費の出し方とはそっちと含まれているんでしょうか。その辺が分かったら教えてください。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 草刈り等なんですが、ふれあいパークのほうで全体で施設管理ということでお願いをしています。ある意味、ちょっと附属する部分、あののり部分もそうですし、動線的なことを考えて全体的な部分も含めて、振興公社のほうでやっていただいているのが現状だと思います。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 2番、佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） じゃ、だからこの管理料660万ほど人件費かかっていますよね。この管理費でふれあいパークじゃなくて、プラザの周りの全部の草刈りもこの人件費の中に含まれているという解釈でよろしいんですか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 事業目を分けているという形でこういう形になってしまったんですが、主にふれあいパークのほうをやっていただいています。ただ、動線的にどうしても、道の駅って全体的なものがありますので、それも含めてということで会社としての部分もあると思います。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 92ページですね、6款2項2目で森林経営管理集積ということで、集積化事業ということで、これうたって説明も受けて、班ごとに集約をしていますよという説明をこの間、調査のときあったわけですけど、これ集積をして調査が終わった後は、どういうふうに進めていくか、何かご検討がありましたらちょっとお知らせいただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

こちらになります。今、会計年度任用職員が目崎さん、地域林政アドバイザーをされている目崎さんにお世話になっておりますが、今、熊野のほうから中之条境のほうから意向調査を始めてきまして、4つほど林班が所有者の方に意向調査を出しております。そのうち、面積等で、これは事業を出せるかなというものをまとめまして、昨年度、経営管理の概況調

査ということ予算のほうで支出をさせていただきました。そこで、それを基に、吾妻森林組合等がそれを受けてもらえるかどうかというのを判断しながら、受け取れないものについては、また別の考えで計画を立てていきたいと考えております。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） これ意向調査をして所有者の方がぜひお願いしますと、何も回答がない場合もあるかもしれないですが、そういった場合でもやはり何らかの形で管理をしていかないと、村全体の中で森林というものがやはりなかなか生きていくというわけにはいかなくなるのかなと思いますので、ぜひ早急に、これまだ4つぐらいしか、あれが終わってないわけですね。あと全部終わるのにはあと数年かかるわけですね。ですから、その辺を早急に進めていただいて、やはり早めにごういうものを進めていかないと森林の管理というのはなかなか難しい。特に今の若い人は、山なんていっても全然もう見向きもしないという状態がございますので、その辺を考慮に入れて、ぜひ早急に進めていただいて、森林組合、地元の業者のことも踏まえて、管理をできる体制づくりというのを早急にお願ひできればと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、8款及び9款について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 暫時休憩といたします。

2時から始めますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

次に、10款について質疑を行います。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 決算書の176ページ、成果説明書132ページです。

中学校施設管理事業というところで、湧き水処理工事というのがあります。場所と工事内容を教えていただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 金井課長。

教育課長（金井 等君） 奈良議員の質問にお答えします。

湧き水の処理工事でございますが、実施した場所でございますが、中学校の武道館の前のプールの跡地でございます。湧き水によりまして穴に水がたまり危険な状況でしたが、たまり水を吸い出し、暗渠工事を実施して整地をいたした工事でございます。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） はい。よく分かりました。

続いてなんですが、決算書の196ページ、成果説明書の153ページ、村民野球場施設管理事業で、野球場の土の入れ替えという報告を聞きました。どのぐらいの面積、全体なのか、どのぐらいの面積と、工事をされたどこの業者が工事をされたのかお伺いをいたします。

議長（林 昌枝君） 金井課長。

教育課長（金井 等君） 奈良議員の質問にお答えいたします。

野球場の施設管理事業、野球場不陸整地工事につきましては、県内4社の指名競争入札によりまして、高崎市の株式会社茂木体育器が施工しております。土の入替え等補修工事面積につきましては9,062平米でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 大体、野球場のあれですか、全体になりますか。はい、それだけです。すみません。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑。

奈良議員、どうぞ。

8番（奈良哲男君） 同じく成果説明書157ページ、決算書200ページ、給食センター運営事業の中で、消耗品費だけが突出して153万円ほど出ているんですが、消耗品費にしてはかなり高額だと思います。内容の説明をお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 給食センター運営費の消耗品費の内容ということでございますが、

給食センターでは安心安全な給食の提供を行うために、毎年高額な消耗品費が必要となっております。令和元年度につきましては126万円、令和2年度では168万円と、コロナ禍による衛生管理の徹底によりまして金額も増えてきております。

主な内容でございますが、洗剤、消毒アルコールなどで58万円程度。調理員が使用する白衣や手袋、タオルなどで43万円程度。バケツやフライパン、ブラシなどの調理用の消耗品が33万円ほど。そのほかにごみ袋や清掃用具の消耗品などが主な内容となっております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） よく分かりました。大変、子供たちの安心安全を守っていただいているところなので、安心して給食が出せるということで理解いたしました。どうもありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 成果説明書の158ページ、10款7項1目給食材料購入事業についてですが、令和3年度給食材料費においてオーガニック食材の割合と高山村産の野菜と米飯のオーガニック化についてどう考えますか。また、今後オーガニック食材の使用目標をお聞かせください。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） 後藤議員の説明にお答えいたします。

食材料費のオーガニック食材についてということでございますが、令和3年度給食センターでは10軒の農家さんから地場産の食材を購入しておりまして、全体の11%ほどを占めております。この中でオーガニック食材を使用したかどうかの確認はちょっと取れておりませんが、割合で示せるほどの購入はなかったと考えております。高山村産の野菜と米飯のオーガニック化についてでございますが、生産基準を満たした生産者の皆さんがこれから増え、給食センターの必要量の確保、それと食材価格の検討などがこれから必要になってくると思われます。また、農林課をはじめとする関係課といろいろな情報を共有させていただきまして、学校給食でのオーガニック食材の使用について検討をしたいと考えております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 高山村でオーガニックビレッジ宣言に向け、令和5年を目標に準備を

進めているとのこと。給食でのオーガニック食材の利用率を上げることは、宣言に向け、また生産者への意識改革と生産量に多くの効果が期待されるとして、SDGs 持続可能な開発目標の環境分野にも関わる事項です。各種アレルギーの根源は食生活だといわれます。子供の食育にも期待され、少しでも多くの有機食材を提供できるよう、村民と行政で進めていく必要があると思います。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

野上議員。

5番（野上富士夫君） 決算書206ページ、成果説明書164ページ、13款1項2目基金積立費において、庁舎建設等基金に4,800万円積立てを行い、基金は3億5,000万プラス利子となりました。役場庁舎は昭和47年9月に竣工し……。

議長（林 昌枝君） 野上議員、この次の質問事項なので。すみません、今10款で教育委員会をしているので、12款、14款のところをお願いいたします。すみません。

それでは、10款教育委員会の件につきまして、ほかに質疑ありますか。

小林議員。

9番（小林 進君） これは質問というより提案のようなものなのですが、成果説明書の148ページ、10款5項2目文化財管理事業というところで。

説明を受けたときに課長とも話をした覚えがあるんですが、判形地区のその上のところにヒカリゴケ、これすばらしいものがあるんですよ。これを、これ提案ですけれども、これも村の指定に何かできないかという気がして、こんなことを言うんですが。あの洞穴の中に獣でも入って、そのコケを踏み潰しちゃったらもう一巻の終わりですから、あの入り口に金網でも貼るとか、そういうことはできないかと私は思っているんですが、いかがでしょう。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

誠に申し訳ございません。私、現在その場所を見ていないので、今度見せていただきまして、その状況、その他、そして、文化財ですから文化財調査委員等の諮問をいただかないと、なかなかそこまで行きません。ご提案されたところを今後調査させていただきまして、検討させていただくということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 雨でもやんだら、いつでもご案内いたしますので、一度見てもらえたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） それでは次に、12款から14款及び歳入についての質疑を行います。

野上議員。

5番（野上富士夫君） 先ほどは大変失礼しました。

決算書206ページ、成果説明書164ページになります。

13款1項2目基金積立費について、庁舎建設等基金に4,800万円積立てを行い、基金は3億5,000万プラス利子となりました。役場庁舎は昭和47年9月に竣工し50年が経過いたしました。平成29年度に役場庁舎の耐震診断調査を行ったところ、耐震強度はA、B、C、Dの4段階のうち最低のD判定だったと伺っております。

過日の全員協議会の場において村長より、今まではさとのわの建設や新型コロナウイルス対応でなかなか手がつけられなかった役場庁舎の整備について、役場庁舎の耐震強度確保のための整備について具体的な検討を始めたいというお話がありました。高山村議会では令和3年度と4年度の予算編成及び施策の策定に当たり、村長に対し役場庁舎の整備を進めるに当たっては民意をよく聞き、多角的視点から十分に検討をするよう2年連続で要望いたしました。今後の役場庁舎の具体的な検討において、民意の反映方法とおおよその整備スケジュールについてお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） 野上議員の質疑にお答えをいたします。

庁舎建設の見通し等についてということでございます。ちょっとかぶるところもあろうかと思っておりますがお願いいたします。

まず、平成23年に発生した東日本大震災を教訓に平成25年には建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、耐震診断の義務化、結果の公表が義務づけられました。これに伴いまして、平成29年に役場庁舎の耐震診断を行ったところ、AからDの4段階評価で一番耐震性能が低いDランクと診断をされました。この結果を受けて庁舎整備の検討が開始され、令和2年度までに4つの整備案を取りまとめましたが、新型コロナウイルスの感染発生などによりまして協議が中断され現在に至っているところでございます。しかし、新型コロナウイルスの終息も見通せず、そうそう先送りにできる問題でもないということから協議の再開を考えているところでございます。

先に、今後の見通しになりますが、現段階では庁舎整備の最終期限は白紙の状態ござい

ます。当然なるべく早くとは思っておりますが、関係各位との合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。完成までの道筋は協議を進めていく中で決定をしてまいりたいというふうに考えております。

また、整備方法について、民意をどう反映させるかということでございますけれども、以前アンケート調査を検討したことがございます。4つの整備案、現庁舎の大規模改修、それと現庁舎の建て替え、この場所での建て替え、それから既存施設への移転、新たな場所への新築、この4案ということでございました。アンケート実施でございましたけれども、これのアンケートを実施するに当たって、幾つか問題点が浮上してまいりました。

1つには、改修の場合にはその工法、新築や移転の場合には移転先施設規模・機能など基本的な部分がまたまとまっておらず、それぞれの案に関する概算費用を示すことは難しいというようなことでございます。

また、それぞれの概算費用をある程度正確に算出するためには、どこかに委託をして費用をかけてやらなければ正確なものは、費用は出ないのではないかと考えております。アンケートに、そこまで費用をかけるというところもあるかと思えます。

また、改修が必要かどうかという根本的なところになりますけれども、公平性を保つためには耐震診断結果のデータをそのアンケート上で示すことがいいのではないかと思いますけれども、かなり複雑な資料でありまして、理解が得られるかどうかということも懸念をされてくるというところでもあります。

それと、ここからちょっと主観的なものにはなっておりますけれども、仮庁舎の建設が必要となる案については、仮庁舎の建設に加えて2度の引っ越しが必要となっております。コスト的、作業的に非効率ではないかというふうに考えています。

そのようなこともあり、整備方法の決定は検討委員会で慎重に決定をし、住民の代表である議会へ報告をさせていただき、ご理解を得た中で決定をしていければと、思っているところでございます。

その後、庁舎の規模や庁舎に求める設備・機能等々について、パブリックコメントのような形で住民皆さんの意見を反映していければどうかということを考えてございます。これらにつきましても、これから検討委員会でさらに検討をしていかなければならないとは思っておりますが、現段階ではこのような考えを持っております。

いずれにいたしましても、役場庁舎には日々の業務はもとより、災害発生時には災害対応、災害対策の拠点に、その後は災害復旧の拠点となるべき施設でありますので、しっ

かりとした整備をしていかなければならないものと思っております。ご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 野上議員。

5番（野上富士夫君） 役場庁舎の耐震強度を確保するための費用は、整備方法によって大分異なるものと思われまじけれども、新たな土地を求め造成工事を行い、庁舎を建設するとなりますと、これは私の一人勝手の想像ですけれども15億から20億かかると思います。本村にとって役場庁舎の検討は当面の重要な政策課題であることから、村民の理解が得られるよう、また設計業者の選定は慎重な対応が必要だと思われまじ。

また、社会問題、人口問題研究所というようなところが、2040年だか45年には、吾妻6か町村は消滅町村というような調査結果も過去において発表されております。高山村の人口も様々な人口増加対策あるいは少子化対策を打っておりますけれども、それもなかなか難しい問題で、こうやればいいんだという特効薬はあるものではございません。その中におきまして、現在の高山村の公債費は28億円ぐらい借金があるかと思ひまじ。これで役場庁舎の新たなところに建設するに当たっては、相当な金額が必要と思ひまじけれども、これを過疎債が使えないで一般起債を活用する、あるいは庁舎の建設基金も現在3億5,000万ありますから、5億や6億円には手をつけるまでにはなろうかと思ひまじ。それでも、10億円ぐらいの起債を起こしますと、公債費は28億円が38億円になると。

それと、今後、過疎債という有利な起債も活用できて、ほかの事業はそれを使うわけですけれども、後に地方交付税で7割を見てくれるというようなものであるけれども、これらについても、一旦は起債を起こすということになるから、実質公債費比率も上るものと思ひまじ。そういったもろもろのことを考慮いたしまして、なるべく村民の理解が得られるよう、それと検討委員会に一般の人を交えて検討をするというのは、これは行政がよく使う手法の一つであって、これは建前論でございます。民間の意見を聞くというのは建前であって、本当の高山村民が役場の庁舎の建設に当たって、どういったことを考えているか、非常にこれは難しい把握かもしれまじけれども、それらを頭に置いて事業を進めていただければと思ひまじ。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありますか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 歳入になります。歳入決算書17ページ。

2款3項1目森林環境譲与税について何点が質問をいたします。

これにつきましては、一部さきの歳出の質問と重複することがあるかもしれませんがご了承くださいたいと思います。

私が調べた限りでは、令和2年度に801万円の譲与がありました。このうち798万4,000円、実に99.7%が（仮称）高山観光交流館新築工事に充当されました。残り2万6,000円は森林管理の意識調査に使われています。

令和3年度決算においては、譲与額835万円のうち86%に当たる716万6,000円が積み立てられております。全国事例でも圧倒的に森林整備に向けられておりまして、林野庁が示した令和2年度事業のまとめによりますと、91事例のうち59事例が森林整備となっております。高山村における森林環境譲与税の使途について、基本的な考え方を説明してください。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 林議員からのご質問にお答えします。

この森林環境譲与税は、第21回気候変動枠組条約締約国会議がフランスパリにおいて2015年、平成27年12月12日に、気候変動の脅威に対する世界全体での対応について採択されましたパリ協定により、気候変動抑止に関する多国間の国際的な協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を目的として、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和元年度より国から市町村に対して森林環境譲与税の譲与が開始されました。

基本的には、譲与税ということで一般財源化されますが、森林環境譲与税の使途は法律で定められており、市町村では森林の整備や人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能の普及啓発、また木材の利用促進に関する施策などに当てることとされておりますので、これに沿った形で有効に活用してまいりたいと考えております。

使途につきましては、毎年公表することとされており、高山村では村のホームページ上で公開しているところでございます。令和元年度は作業道改良工事に、令和2年度は先ほど林議員がおっしゃったとおりたかやま未来センターさとのわで使用しております村産材や県産材を使用した家具・什器の作成及び設置などの費用に。そして、令和3年度は森林経営管理集積集約化事業における森林概況調査費などに充てております。また、この譲与税につきましては基金を設置しておりますので、多面的・長期的な展望に立ち、健全な森林整備に向けた施策を検討してまいりたいと考えております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 森林環境譲与税については、先ほど答弁にありましたけれども、多分4通りの代表的な使い方といたしますか、広範囲に使えるということによろしいのかと思いますけれども。あえて、ここで私の意見としてどういうのとかちょっと理解いただけないかと思しますので、ここで述べますけれども。

過疎資料によりますと、高山村は山林面積が48.72平方キロメートルで全村土の76%を占めています。譲与税の用途は幅広く示されておりますけれども、本村においてはやはり立地からして最優先で森林整備本体に置くべきと考えています。この森林環境譲与税の財源充実に当たっては、地域あるいは所有者の要望に基づき、山林所有者の利益に直接充てられるべきだというふうに考えますが、この辺の考え方については改めていかがでしょうか。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 林議員のおっしゃるとおり、今、意向調査ということで進めてまいっておりますが、そういった事業のほうでこちらの譲与税を充てて進めていきたいと考えております。

以上となりますが、よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 成果説明書165ページ、決算書206ページの13款1項2目地域社会デジタル化推進基金積立金、地域社会デジタル化推進基金の内容と、積立金は毎年行うものなんでしょうか、お願いします。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

地域社会デジタル社会推進基金の積立て予定ということで……ます。

令和4年度の普通交付税算定においては、3,027万円という額が算定をされております。この交付税につきましては、令和3年度、令和4年度の2か年に限り算定をされている臨時的な費目となっております。

普通地方交付税ということで一般財源化されるものですが、算出をされているその趣旨を鑑みて、デジタル社会推進の経費に充てるため昨年度基金を設置いたしました。国の基本方針はデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げ、誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化を進めること

としております。現段階においては具体的な事業計画はありませんが、今後、デジタル社会の推進にこの基金を活用してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、後藤議員。

1 番（後藤明宏君） 申し訳ありませんが、4 款について質問を飛ばしてしまいましたので、ここで質問してよろしいでしょうか。

議長（林 昌枝君） はい、どうぞ。

1 番（後藤明宏君） ページ数で言いますと、成果説明書の68ページ、4 款 1 項 3 目について、人間ドック受診費補助事業について質問いたします。

補助金申請時に人間ドック結果報告書の提出は任意という説明がありましたが、報告書の提出がなければ、その後の健康指導に支障があるのではないのでしょうか。なぜ補助申請に当たり提出義務にならないのでしょうか。社保と国保での非提出者の割合はどのくらいあるのでしょうか、教えてください。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 後藤明宏議員の質疑にお答えいたします。

国保、後期高齢は住民課で所管しておりますが、関連がありますので私のほうでまとめてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、保健みらい課で所管する人間ドック受診費補助事業は、成果説明書68ページに記載されていますが、国保、後期高齢の人間ドック受診費補助を受けていない方、いわゆる社会保険などの加入者への補助となります。補助額は上限 1 万円で、令和 3 年度は96件の申請があり、95万9,000円の支出がありました。

また、国保については成果説明書の174ページに記載されていますが、補助額は上限 3 万円で、令和 3 年度は120件の申請があり、358万4,000円の支出がありました。こちらは国民健康保険特別会計からの支出となり、住民課で所管しています。さらに後期高齢については、成果説明書の180ページに記載されていますが、補助額は上限 2 万円で令和 3 年度は14件の申請があり28万円の支出がありました。こちらは後期高齢者医療特別会計からの支出となり、住民課で所管しています。

この3つの補助制度の中で結果報告書を提出していただいているものは、国民健康保険と後期高齢者医療となります。これは国保の保険者が高山村であるため、結果報告書などを活用して保健指導や医療機関への受診を促したり、そのデータを国に報告することにより、国

全体で受診者の状態の把握や保健指導の効果の検証につなげたりして、保険者が効果的な保健事業を実施することにより、病気の抑制や早期対応、及び医療費の削減などにつなげたいものです。

また、後期高齢医療につきましては、保険者である群馬県後期高齢者医療広域連合から村が補助金を受けて国保同様な内容で実施しています。なお、社会保険等加入者につきましては、それぞれの保険組合等が保険者となり、その保険者が被保険者に対して、保健指導などを行っているものだと思います。

そこで、国保と後期高齢での人間ドック結果報告書の提出についてですが、国保では高山村国民健康保険人間ドック受診費助成要綱に基づき補助金を交付しています。提出は義務づけられておりませんが、提出していただくようお願いしています。

後期高齢は群馬県後期高齢者医療広域連合人間ドック検診費助成補助金交付要綱に、人間ドックの結果を国保連合会による特定健診等データ管理システムで管理する場合に、当該市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付すると規定されているため、補助金の交付に当たり提出は事実上の義務づけとなっています。

ちなみに、国保で提出していただけなかった方は、令和3年度が120件の申請中1件、令和2年度が100件の申請中ゼロ件、令和元年度が110件の申請中ゼロ件でした。せっかく検査を受けていただいて、その結果を有効に活用できないものもったいないと思いますので、できる限り提出について同意をしていただき、その後の保健指導や医療機関との連携などに役立てたいと考えています。今後、提出していただけないケースが増加する場合は、要綱を改正して提出の義務づけも検討しなければならないと思っております。

また、補助する側、補助を受ける側の責任ですが、公金を使って補助するわけですから、当然その結果が求められるものだと思います。つきましては、今後も国保の保険者である村は、保健指導などに注力したり、補助を受けた方には積極的に問題点を改善する努力をしていただいたりして、村民の健康寿命を延ばせればよいと考えております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） ありがとうございます。

そのようなことで理解いたしましたので、今後またよろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 一般会計を全体を通して、もう一度、何か質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、認定第2号から認定第8号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

6番、山口議員。

6番（山口英司君） 農業用水なんですけれども、成果説明書は195ページの施設管理費です。それと決算書のほうは農業用水の8ページになります。

上越新幹線中山トンネル、高山立坑についてなんですけれども。立坑、現在はもう使用していませんが、それでも年間の電気料ということで、令和3年度が140万7,000円支出があります。その前の年、令和2年度においても約、同じ140万前後の電気料の支出があると、そういうことです。それに加えて、保守委託料ですね、決算書にもありますが高山揚水立坑等農業用水運転保守業務委託料935万円と。上毛電業株式会社のほうに、ほかのため池等と合算して委託料を払っているわけなんです、その中には立坑の管理料も含まれるということになると思います。ということで、電気料と立坑の管理料、これを合わせれば、やはり毎年数百万円の支出があるということになると思います。

したがって、以前から行われておりますJR東日本との立坑廃止協議、これもやはり何とかしなければならない。これは村としての大問題だとは思いますが、現状の進捗状況等について説明をいただければありがたいと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 山口議員からのご質問にお答えします。

まず、高山揚水立坑に関しましては、高山揚水のポンプ等の運転保守業務を上毛電業に委託している費用と電気料などがかかっております。昨年度の高山立坑等農業用水運転保守業務委託料が合計で935万円支出しておりますが、そのうち高山揚水場に関します費用としましては、ゴンドラの保守委託料、またゴンドラ下、地下350メートル下にありますつぼ下ポンプなどの運転費用の保守などが含まれて、概算ではありますが、そちらが約450万円程度になります。率にしまして48%程度となります。また、電気料に関しましては、先ほど山口議員がおっしゃりましたとおり、総額で電気料が720万3,236円支出がありますが、そのうち高山揚水場電気料が140万6,798円支出しており、こちら電気料の率にしましては19.5%となります。費用の合計としましては約590万円ほどとなります。

またJRとの廃止協議につきましては、今年に入り1月18日と5月30日に高山村役場におきまして、JR担当者と対面で打合せ協議を行いました。なかなか進展しない状況でございます。このため、このままではなかなか進展しないため、地元選出の国会議員の先生を使いまして、関係機関に働きかけをしてもらえるよう、高山揚水立坑に関します資料等をお送りしている状況でございます。なかなかJRとの協議が進展しておりませんが、粘り強く協議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上となりますが、よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 山口議員。

6番（山口英司君） 大変難しい問題で、なおかつ大きな問題だと思っておりますので、ぜひ課長はじめ、だけでなく、やはり後藤村長頑張ってくださいまして、少しでも進めていただけたらと思っております。

プラス、それとデジタルアーカイブ事業、今年度の新規事業で採用していただいております。そちらのほうについても、また進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。終わります。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 認定第7号 簡易水道事業特別会計の決算について。

成果報告書では199ページ、決算書では6ページとなります。

2款1項1目使用料、簡易水道事業の使用料についての質問でございます。

水道事業会計の運営に当たりましては、加入者からの水道使用料収入が大基本になることは今さら述べるものでもありませんが、決算審査の中で高額滞納の話がありました。一例では、個人滞納額が80万円を超えるような加入者があり、職員の加入納付の特例指導により、計画的な分納に応じて納付しているものもあれば、一方では、相当な高額滞納者であっても、使用料の納付には応じず、使うものは使って、払う気がないような事例もあるということがあります。

現年度使用料収入を数値的に見れば、収納率が99.04%となっており、相当、高率な収納率であると思われれます。水道は、日常生活をするためには必需インフラであります。しかしながら、滞納解消に対しては行政も強い姿勢を示す必要があります。会計処理についても国の指導もあり、令和6年度からは公会計への移行がなされるということになっておりまして、令和2年度の基本計画策定から始まり、現在、準備中であると思っております。過年度分の徴

収にも大きな努力の跡が見られますが、今後、公会計移行に向けて、滞納解消へなお一層の取組強化も必要であるというふうに考えます。これについては、村長の考えるところをお伺いしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 80万円の高額の滞納があるということでありますけれども、もうこれはもってのほかで、分納計画をして支払ってもらおうとともに、厳しく対処したいと思っております。またインフラ整備ですけれども、この水道を止めるということもあり得ると思いません。

議長（林 昌枝君） 林議員。

3番（林 和一君） 生活必需インフラである中で、厳しい対処も考えるというようなことの答弁がございましたけれども、これについては非常に重く受け止めて、私どももこれから考えていきたいというふうに思っております。

他の特会並びに一般会計の対応策というのは容易なだるものがありますけれども、今後ともしっかりした取組をお願いしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 後期高齢者医療特別会計についてお伺いします。

今年の10月1日より医療保険料の割合が変更になると聞いておりますが、こちらの保険料負担が2割から3割に変更される方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（林 昌枝君） 住民課長。

住民参事（小野恵美君） それでは、平形議員の質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療保険の2割負担ということですが、後期高齢者医療は平成20年度から75歳以上の後期高齢者が加入する医療保険制度として始まっております。その財源は、国・県の公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、後期高齢者医療保険料で約1割を賄っております。

今回の見直しの背景ですが、団塊の世代の75歳以上となる方が医療費の増大が見込まれます。財源のうち約4割が現役世代が負担する支援金で賄われており、医療費の増大に伴い、今後も拡大していく見通しとなっております。

一定収入のある方について、今まで1割負担だった方が10月から2割となることになりま

すが、高山村で2割に移行する方につきましては、現在、被保険者が709名中87人の該当となっておりまして約12.3%となっております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第8号までの8議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案ごとに採決を行います。

最初に、認定第1号 令和3年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和3年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和3年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号 令和3年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

議長（林 昌枝君） 日程第26、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。

申出書のとおり、閉会中の継続調査審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査審査とすることに決定しました。

議員派遣について

議長（林 昌枝君） 日程第27、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

閉会の宣告

議長（林 昌枝君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期16日間にわたり慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和4年第3回高山村議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時55分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員